

**第 4 期 西東京市障害福祉計画
(素案)**

平成 26 年 12 月 16 日

(表紙裏面)

<< 目次 >>

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
(1) 障害者福祉計画の根拠.....	1
(2) 障害者福祉に関する制度・動向	2
(3) 障害者基本法に基づく西東京市障害者基本計画との関係	4
2 計画の期間	5
第2章 西東京市の障害者をめぐる現状	6
1 障害者数の推移	6
2 児童・生徒の状況	7
3 障害支援区分認定の状況.....	8
4 市内の障害福祉関連施設等の状況	9
5 アンケート調査結果概要.....	10
(1) 主な介助・援助者	10
(2) 外出の状況	11
(3) 就労等の状況	11
(4) 福祉サービスの利用状況	12
6 ヒアリング調査結果概要.....	14
(1) 特別支援学校・サービス事業所等を利用している保護者	14
(2) 市内事業所	16
第3章 障害福祉計画の基本的な考え方	18
1 障害福祉サービス等の体系	18
2 3年間の重点推進項目	20
(1) 障害のある子どもへの支援の充実.....	21
(2) 障害のある人の社会参加の推進	22
(3) 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進	24
(4) 相談支援体制の充実	26
3 国の基本指針に基づく成果目標.....	29
第4章 障害福祉サービス等の見込み量と確保策	30
1 訪問系サービス	31
2 日中活動系サービス	33
(1) 生活介護	33
(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	34
(3) 就労移行支援	36
(4) 就労継続支援（A型・B型）	37
(5) 療養介護	39
(6) 短期入所（福祉型・医療型）	40
3 居住系サービス	42
(1) 共同生活援助（グループホーム）	42
(2) 施設入所支援	43

4	障害児支援	44
(1)	児童発達支援	44
(2)	放課後等デイサービス	45
(3)	保育所等訪問支援	46
(4)	医療型児童発達支援	47
5	相談支援	48
(1)	相談支援について	48
(2)	計画相談支援	49
(3)	地域相談支援	50
(4)	障害児相談支援	51
第5章	地域生活支援事業の見込み量と取り組みの方向	52
1	地域生活支援事業について	52
2	地域支援事業の見込み量など	54
(1)	移動支援事業	54
(2)	地域活動支援センター	55
(3)	相談支援事業	56
(4)	日常生活用具給付等事業	56
(5)	意思疎通支援事業	57
(6)	手話奉仕員養成研修事業	57
(7)	理解促進研修・啓発事業	58
(8)	自発的活動支援事業	58
(9)	成年後見制度利用支援事業	58
(10)	その他の事業	59
第6章	障害福祉計画の着実な推進に向けて	61
1	障害福祉サービスの提供体制の整備	61
(1)	サービスの適切な利用の支援	61
(2)	民間の活力の導入	62
(3)	既存の社会資源の有効活用方法の検討	62
(4)	財源の確保	62
2	PDCA サイクルによる進捗管理	62
3	障害福祉サービスの質や利用しやすさの確保	63
(1)	事業者の連携による支援ネットワーク	63
(2)	第三者評価の促進	63
4	市民の理解と協働の推進	63

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 障害者福祉計画の根拠

障害者福祉に関する国等の制度は近年大きく変動しています。中でも、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」を改称し、平成 24 年 6 月に成立した「障害者総合支援法」（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）は平成 26 年 4 月から完全施行されており、障害者（児）の定義に政令で定める難病患者等が追加され障害福祉サービス等の対象となる等の改正が行われています。

同法において、都道府県及び市町村は障害福祉サービスに関する計画（「障害福祉計画」）の策定が義務付けられており、西東京市においても、「第 1 期西東京市障害福祉計画」（平成 18～平成 20 年度）、「第 2 期西東京市障害福祉計画」（平成 21 年度～平成 23 年度）、「第 3 期西東京市障害福祉計画」（平成 24 年度～平成 26 年度）を策定し、障害福祉サービス等の充実に努めてきたところです。

この度、「第 3 期西東京市障害福祉計画」の計画期間の終了に伴い、「第 4 期西東京市障害福祉計画」を策定するものです。

【コラム 1】 障害福祉計画の法的根拠：「障害者総合支援法」から抜粋

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針※に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

※「基本指針」とは

障害者総合支援法において、国は、各市町村が「障害福祉計画」を策定するにあたって計画に盛り込むべき内容などを示した「基本指針」を定めることになっています。「基本指針」は一部改正され、平成 26 年 5 月 15 日に告示されました。

(正式名称：「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」)

【コラム 2】 「基本指針」に示されている障害福祉計画の基本理念

市町村及び都道府県は、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、全ての障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと及び障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

(中略)

- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

(中略)

- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

(以下略)

(2) 障害者福祉に関する制度・動向

「第 3 期障害福祉計画」が策定された平成 23 年 3 月以降、障害者福祉に関する各種法令の改正等が行われています。主な制度改正の内容は、以下の通りです。

障害者総合支援法で変わった主な事項

- ① 法律名称： 障害者自立支援法 ⇒ 障害者総合支援法

- ② 基本理念： 「その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活」
⇒「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活」

- ③ 対 象： 難病患者も含まれるようになった

(以上、平成 25 年 4 月施行)

- ① 重度訪問介護の対象拡大

- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

- ③ 地域移行支援の対象拡大

- ④ 地域生活支援事業の追加

- ⑤ 障害程度区分から障害支援区分に名称変更

(以上、平成 26 年 4 月施行)

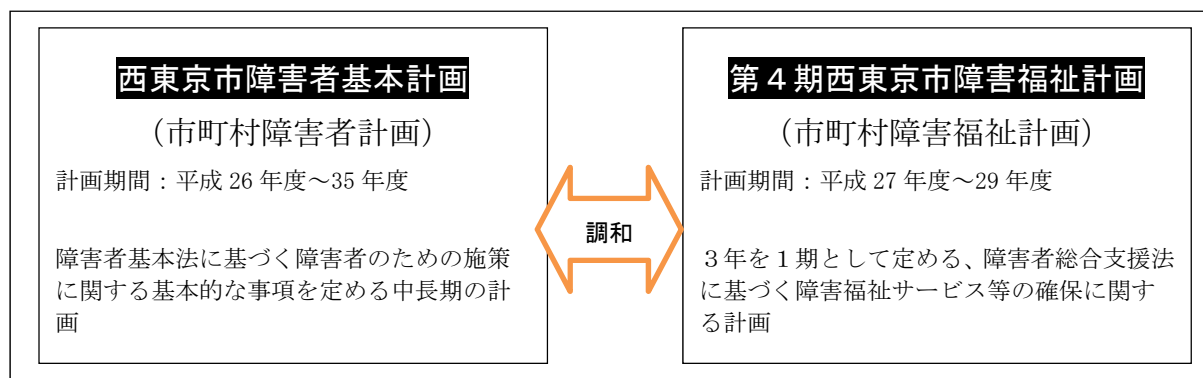
近年の障害者福祉に関する主な制度等の変遷

- **障害者基本法の改正**（平成 23 年 7 月成立、平成 23 年 8 月施行）
目的：全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- **障害者虐待防止法**（平成 23 年 6 月成立、平成 24 年 10 月施行）
目的：虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進すること
- **障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法へ）**（平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月一部施行、平成 26 年 4 月完全施行）
- 身体障害者福祉法の一部改正（平成 25 年 4 月施行）
- 知的障害者福祉法の一部改正（平成 25 年 4 月施行）
- 児童福祉法の一部改正（平成 24 年 4 月施行）
内容：障害児を対象とした施設・事業は児童福祉法に一本化され、体系も再編された。また、通所支援について、実施主体が市町村となった。
- **障害者優先調達推進法**（平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月施行）
目的：障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資すること
- **障害者雇用促進法の改正**（平成 24 年 6 月成立）
内容：分野における障害者に対する差別を禁止するための措置および精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等が追加された。
- **障害者差別解消法**（平成 25 年 6 月成立、一部の附則を除き平成 28 年 4 月施行）
目的：「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること
- **障害者権利条約**（平成 26 年 1 月我が国が批准）
目的：障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること
内容：障害者の権利を実現するための措置等を規定している。障害者に関する初めての国際条約で、その内容は前文および 50 条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。
- **難病の患者に対する医療等に関する法律**（平成 25 年 6 月成立、平成 27 年 1 月施行）
内容：難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査および研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる
- 「第 3 次障害者基本計画」（国）の策定（計画期間：平成 25～29 年度の概ね 5 年間）
概要：障害者基本計画は、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。

（３）障害者基本法に基づく西東京市障害者基本計画との関係

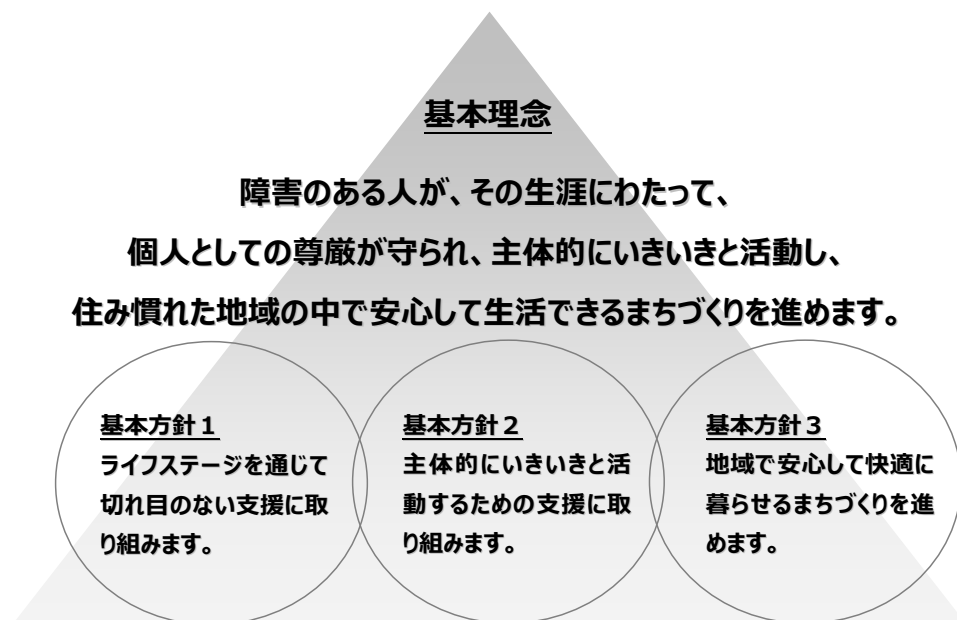
本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定される、西東京市の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」に位置づけられます。西東京市では、障害者基本法第 11 条に規定される市町村障害者計画として、平成 26 年度から平成 35 年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を定め、この計画に基づいて障害者施策を推進しているところです。

「西東京市障害者基本計画」と「第 4 期西東京市障害福祉計画」の関係



両計画は相互に調和が保たれていることが求められることから、本計画の実施にあたっては、「西東京市障害者基本計画」と調和を保ちながら、進めていきます。

「西東京市障害者基本計画」の基本理念と 3 つの基本方針



2 計画の期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を計画期間とします。

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
西東京市障害者基本計画(前計画)										西東京市障害者基本計画									
西東京市障害福祉計画																			
		第1期			第2期			第3期			第4期								

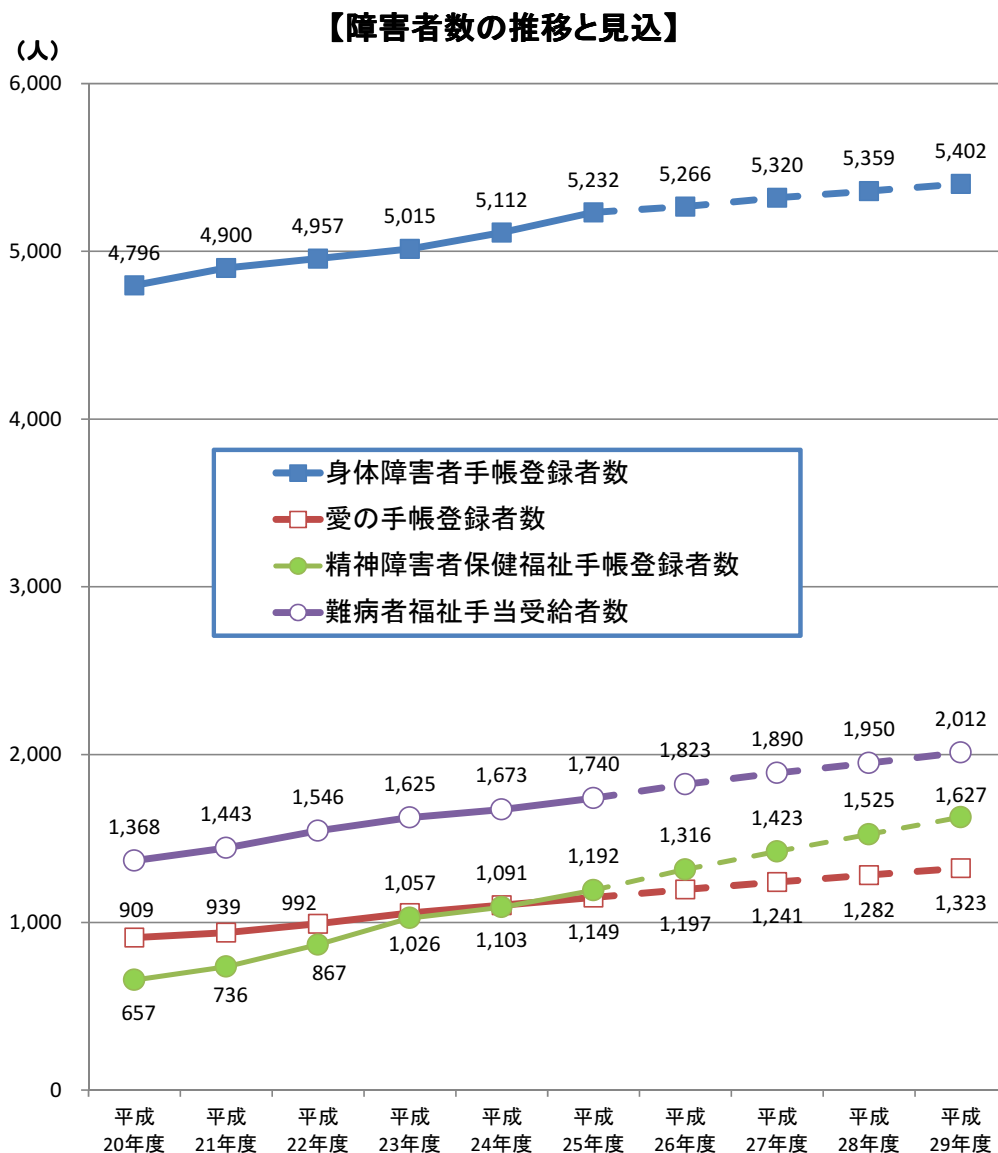
第2章 西東京市の障害者をめぐる現状

1 障害者数の推移

平成 25 年度末(平成 26 年 3 月 31 日)時点の障害者数※は、身体障害者が 5,232 人、知的障害者が 1,149 人、精神障害者が 1,192 人、難病患者が 1,740 人となっています。

※身体障害者手帳登録者数、愛の手帳登録者数、精神障害者保健福祉手帳登録者数、難病患者福祉手当（市制度）受給者数

平成 20 年度以降、障害者数は一貫して増加傾向で推移しており、今後も増加傾向は続くと想定されます。



2 児童・生徒の状況

【市立小学校の特別支援学級の児童数】(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
田無小学校 (知的)	4	26	6	6	3	5	2	4
中原小学校 (知的)	2	12	1	2	2	2	2	3
東小学校 (知的)	2	12	2	0	3	1	4	2
柳沢小学校 (知的)	1	4	2	0	0	0	1	1
田無小学校 (自閉症・情緒)	4	27	1	6	5	8	6	1
中原小学校 (自閉症・情緒)	4	25	0	4	5	3	7	6
東小学校 (自閉症・情緒)	1	1	0	0	0	0	1	0
柳沢小学校 (自閉症・情緒)	1	2	2	0	0	0	0	0

【市立小学校の通級指導学級の児童数】(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
保谷第一小学校 (情緒)	2	17	0	0	4	6	4	3
谷戸小学校 (情緒)	3	23	0	4	3	5	7	4
東伏見小学校 (情緒)	3	21	0	2	4	3	8	4
保谷小学校 (言語)	2	23	0	11	5	5	2	0
芝久保小学校 (言語)	2	23	0	4	12	6	0	1

【市立中学校の特別支援学級の児童数】(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年
田無第一中学校 (知的)	2	15	3	8	4
保谷中学校 (知的)	4	31	9	15	7
青嵐中学校 (知的)	1	5	5	0	0
田無第一中学校 (自閉症・情緒)	2	11	1	7	3
保谷中学校 (自閉症・情緒)	2	10	3	2	5
青嵐中学校 (自閉症・情緒)	1	1	0	0	1

【市立中学校の通級指導学級の児童数】(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年
田無第二中学校 (情緒)	3	26	5	9	12

【市内・近隣自治体の特別支援学校等の児童・生徒数】

	学級数	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
小学生	78	7	14	15	11	16	15
中学生	44	17	7	20			
高校生	89	30	35	24			

3 障害支援区分認定の状況

介護給付に関するサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要になります。障害支援区分は、訪問等の調査での聴き取りに基づくコンピュータによる一次判定と、認定審査会による二次判定を経て決定されます。

平成25年度は、196件（身体障害者50件・知的障害者138件・精神障害者8件）の審査判定を行いました。判定の結果は以下のとおりです。

【身体障害者】

単位：件

二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	3	0	0	0	0	0	3
2	0	0	7	6	0	0	0	13
3	0	0	0	8	4	0	0	12
4	0	0	0	0	2	3	0	5
5	0	0	0	0	0	8	3	11
6	0	0	0	0	0	0	6	6
合計	0	3	7	14	6	11	9	50

【知的障害者】

単位：件

二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	4	3	0	0	0	0	7
2	0	0	24	10	0	0	0	34
3	0	0	0	20	16	0	0	36
4	0	0	0	0	7	17	1	25
5	0	0	0	0	0	10	12	22
6	0	0	0	0	0	0	14	14
合計	0	4	27	30	23	27	27	138

【精神障害者】

単位：件

二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
非該当	0	1	0	0	0	0	0	1
1	0	1	2	0	0	0	0	3
2	0	0	2	1	0	0	0	3
3	0	0	0	0	1	0	0	1
4	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	2	4	1	1	0	0	8

4 市内の障害福祉関連施設等の状況

【日中活動系サービス事業所】

生活介護	西東京市生活介護事業所、P.F.P.C はたらきば、さくらの園、たんぽぽ、どろんこ作業所
就労移行支援	さくらの園
就労継続支援(B型)	サンワーク田無、さくらの園、たなし工房、ほうや福祉作業所、富士町作業所、コミュニティルーム友訪、ワークステーションウーノ(おかし工房マーブル)、パッソ西東京
地域活動支援センター	保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニー

【居住系サービス事業所】

共同生活援助 (グループホーム)	知的障害者	つばな寮、田無寮、自立生活企画生活寮、アットホームウーノ、緑町マリーナ、ピッピ、芝久保どろっぷず、グループホームにこっ、ケアホーム西東京
	精神障害者	グループホームサンワーク、グループホームわんど、住まいる、グループホームもやい、ミモザハウス
施設入所支援	たんぽぽ	

【障害児通所サービス事業所等】

児童発達支援事業	西東京市こどもの発達センターひいらぎ、みらい、りぼん
放課後等デイサービス	ととろクラブ、さざんか、りぼん、シュブロスひばりヶ丘、くまさん

5 アンケート調査結果概要

計画策定の基礎資料とするため、平成26年6月時点で、西東京市から障害者総合支援法に基づくサービスの支給を受けている障害児・者を対象に、福祉サービスの利用状況等を把握するアンケート調査を実施しました。

【調査回収状況】

調査種類	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害者調査	225	102	45.3%
知的障害者調査	399	211	52.9%
精神障害者調査	193	92	47.7%
児童調査	348	151	43.3%
施設入所者調査	140	76	54.3%
合計	1,305	632	48.4%

(1) 主な介助・援助者

主な介助・援助者は、身体障害者では「ホームヘルパー等の在宅サービス事業者」、知的障害者、精神障害者、児童では「母親」の割合が多くなっています。※無回答は省略

【身体障害者・知的障害者・精神障害者】

	上段:人数 下段:%	配偶者 (夫、妻)	子ども、 子どもの配偶者	父 親	母 親	兄弟、 姉妹	その他の親せき	近所の人、 友人・知人	ホームヘルパー等の 在宅サービス事業者	その他
身体障害者	102 100.0	11 10.8	4 3.9	4 3.9	23 22.5	4 3.9	0 0.0	2 2.0	27 26.5	21 20.6
知的障害者	211 100.0	1 0.5	0 0.0	12 5.7	112 53.1	3 1.4	1 0.5	0 0.0	12 5.7	60 28.4
精神障害者	92 100.0	3 3.3	1 1.1	6 6.5	31 33.7	13 14.1	0 0.0	0 0.0	6 6.5	16 17.4

【児童】

	上段:人数 下段:%	父親	母親	その他
児童	151 100.0	1 0.7	129 85.4	21 13.9

(2) 外出の状況

外出時の支援状況は、身体障害者では 69.6%、知的障害者では 64.0%、精神障害者では 17.4%、児童では 82.1%、施設入所者では 93.4%が何らかの支援を必要としています。

	上段: 人数 下段:%	ひとりで外出できる	外出の際に何らかの支援が必要				その他	無回答
				いつも支援が必要	外は支援が必要 で行けるがそれ以外 慣れた場所にはひとりで 行けるがそれ以外	いつもはひとりで 行けるが調子が悪い場 合は支援が必要		
身体障害者	102	24	71	55	13	3	2	5
	100	23.5	69.6	53.9	12.7	2.9	2	4.9
知的障害者	211	72	135	62	69	4	1	3
	100	34.1	64.0	29.4	32.7	1.9	0.5	1.4
精神障害者	92	73	16	3	6	7	0	3
	100	79.3	17.4	3.3	6.5	7.6	0	3.3
児童	151	16	124	95	28	1	9	2
	100	10.6	82.1	62.9	18.5	0.7	6	1.3
施設入所者	76	1	71	63	7	1	0	4
	100	1.3	93.4	82.9	9.2	1.3	0	5.3

(3) 就労等の状況

現在、収入を伴う仕事をしている人の割合は、身体障害者では 28.4%、知的障害者では 77.7%、精神障害者では 52.2%です。仕事の形態は、「授産施設、または福祉作業所」が多くなっています。なお、施設入所者では、お金をもらう仕事をしている人は 18.4%です。

【身体障害者・知的障害者・精神障害者・施設入所者】

	上段:人数 下段:%	収入を伴う仕事 をしている	収入を伴う仕事 はしていない	無回答
身体障害者	102	29	63	10
	100.0	28.4	61.8	9.8
知的障害者	211	164	39	8
	100.0	77.7	18.5	3.8
精神障害者	92	48	39	5
	100.0	52.2	42.4	5.4
施設入所者	76	14	60	2
	100.0	18.4	78.9	2.6

※施設入所者には「お金をもらう仕事をしているか」を、他には「収入を伴う仕事をしているか」を質問しています。

（４）福祉サービスの利用状況

福祉サービスの利用者数、利用割合は下表のとおりです。

【福祉サービスの利用者数、利用割合】

	身体障害者 n=102		知的障害者 n=211		精神障害者 n=92		児童 n=151	
訪問系サービス	57	55.9%	49	23.2%	7	7.6%	28	18.5%
生活介護	27	26.5%	41	19.4%	3	3.3%		—
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	30	29.4%	26	12.3%	17	18.5%		—
就労移行支援	7	6.9%	18	8.5%	12	13.0%		—
就労継続支援（A型・B型）	13	12.7%	73	34.6%	48	52.2%		—
療養介護	10	9.8%	1	0.5%		—		—
短期入所（ショートステイ）	14	13.7%	37	17.5%	3	3.3%	23	15.2%
共同生活援助（グループホーム）	1	1.0%	45	21.3%	10	10.9%		—
施設入所支援	4	3.9%	5	2.4%	1	1.1%		—
相談支援	20	19.6%	45	21.3%	24	26.1%	10	6.6%
児童発達支援		—		—		—	59	39.1%
放課後等デイサービス		—		—		—	66	43.7%
保育所等訪問支援		—		—		—	4	2.6%

訪問系サービス（知的、児童）、短期入所（知的、児童）、放課後等デイサービス（児童）は「十分に利用できていない場合もある」と回答した割合が5割を超えています。

【福祉サービスを「十分に利用できていない場合もある」とした割合】 ※20人以上が利用しているサービスのみ

身体障害者	訪問系サービス 38.6 %	生活介護 7.4 %	自立訓練 26.7 %	相談支援 20.0 %
知的障害者	訪問系サービス 53.1 %	生活介護 14.6 %	自立訓練 15.4 %	就労継続支援 19.2 %
	短期入所 64.9 %	共同生活援助 8.9 %	相談支援 22.2 %	
精神障害者	就労継続支援 39.6 %	相談支援 20.8 %		
児童	訪問系サービス 67.9 %	短期入所 91.3 %	児童発達支援 28.8 %	放課後等デイサービス 62.1 %

サービス未利用者の今後の利用意向についてみると、相談支援に対しては障害種別に関わらずニーズが高くなっています。知的障害者では、共同生活援助、短期入所、訪問系サービスについて3割を超えています。児童では放課後等デイサービス、短期入所、訪問系サービスが3割を超えています。

【サービス未利用者の今後の利用意向:「利用したい」と回答した割合】

	身体障害者		知的障害者		精神障害者		児童	
	n	上段：人数 下段：%	n	上段：人数 下段：%	n	上段：人数 下段：%	n	上段：人数 下段：%
訪問系サービス	36	9 25.0	137	51 37.1	80	9 11.3	118	36 30.5
生活介護	61	3 4.9	147	26 17.7	80	7 8.8		—
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	55	4 7.3	151	24 15.9	61	7 11.5		—
就労移行支援	68	5 7.4	167	22 13.2	61	23 37.7		—
就労継続支援 (A型・B型)	61	5 8.2	111	19 17.1	28	8 28.6		—
療養介護	68	3 4.4	171	14 8.2		—		—
短期入所 (ショートステイ)	68	9 13.2	151	65 43.0	72	5 6.9	122	46 37.7
共同生活援助 (グループホーム)	83	11 13.3	147	84 57.1	62	9 14.5		—
施設入所支援	76	7 9.2	179	43 24.0	76	3 3.9		—
相談支援	63	23 36.5	138	78 56.5	55	17 30.9	132	66 50.0
児童発達支援		—		—		—	87	15 17.2
放課後等デイサービス		—		—		—	81	39 48.1
保育所等訪問支援		—		—		—	136	18 13.2

6 ヒアリング調査結果概要

平成 26 年 8 月から 9 月にかけて、特別支援学校・サービス事業所等を利用している保護者及び市内の障害福祉サービス事業者等に対してヒアリング調査を実施しました。ヒアリング実施に際しては、対象者に対して事前に質問シートを送付し、事業内容、利用者数、今後の事業展開、活動の際に困っていること、行政に望むこと等を確認しました。

以下に、質問シートおよびヒアリングで挙げられた主な意見・要望をまとめています。

(1) 特別支援学校・サービス事業所等を利用している保護者

■児童への支援■

- ・ 障害が軽度の子どもにも支援は必要。福祉行政サービスは重い子が優先。親もあきらめて、自分が面倒見るしかない和我慢している。デイケアや療育、教育の光をすべての障害児にあててほしい。申し込んでも断られることのない西東京であってほしい。
- ・ 放課後等デイサービス事業所の増加と質の向上。(待機児童の解消)
- ・ 家族の急病時等、緊急の預かりサービスがあるとありがたい。ショートステイや施設緊急一時保護を拡充してほしい。
- ・ 安定した療育支援が受けられるような体制づくり。
- ・ 言語訓練の先生・機会が不足しており、年 2～4 回程度しか機会がない。もう少し多く受けられるとよい。
- ・ 時間外保育や延長保育、一時預かり等があると助かる。
- ・ 夏休みなどの長期休暇時の対応改善。受け入れ回数が半減するため生活リズムが変わってしまう。毎日受け入れしてもらえると楽かもしれないが、個別対応(全部早帰り、回数減など)できるようになればありがたい。
- ・ 親にとっての最初のヤマは、障害の診断がおりたときに、母子保健から福祉サービスにどう繋げていくのかがポイント。次に具体的な相談事項がではじめたときに、市の窓口はどこが元締めなのかがポイント。
- ・ 学校教育の場で障害児(者)に対する理解を推進してほしい。

■施設・居場所の不足解消■

- ・ 障害者が自立できるよう、就職先やグループホームを増やしてほしい。
- ・ 肢体不自由児の卒後の施設不足を改善してほしい。
- ・ 障害児・者が余暇を気兼ねなく過ごせる場所を増やしてほしい。
- ・ ボランティア参加型の障害児の遊び場、余暇活動を公民館等でも提供してほしい。

- ・ 卒後の子供たちの居場所（生活の場、働く場）があるように、積極的に支援してほしい。短期のお試しでも1日限りのイベントでもよい。「きっかけ」をたくさん増やしてほしい。
- ・ 市のスポーツセンターでの障害児対象の教室がひとつしかない。昼間の習い事が難しいので、もう少し増やしてほしい。

■サービス利用に関する手続きや相談■

- ・ 行政、民間の各サービス・制度にワンストップでアクセスできるようなサービス。情報が集約されていれば、適切な支援をより受けやすくなると思う。
- ・ 受けることのできる行政サービスを課や部署を超えてまとめ、情報提供してほしい。障害者のしおりをよく読んで、あてはまりそうな課にいちいち訊かなければならず、非常に分かりにくい。
- ・ 庁内各課の連携はとても重要。健康福祉、児童福祉、障害福祉の連携が大事になってくると思う。
- ・ 困りごとをトータルで相談するケースワーカーの設置。
- ・ 児童ごとに担当の相談員がいて、今後の進路や兄弟の兼ね合いや利用できるサービスを教えてくれると助かる。

■人材育成■

- ・ 男子児童・生徒の介護に若い男性ヘルパーを配置してほしい。

（２）市内事業所

■相談支援■

- ・ 市とサービス提供（支援）者側が連携するには、お互いの仕事に関する知識や理解を踏まえて、事業者ごとの役割を明確にし、適切な役割分担をすることが必要。
- ・ ワンストップの相談窓口の設置をしてほしい。
- ・ 「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」の説明と周知をしてほしい。

■児童への支援■

- ・ 障害児・保護者が利用できるサービスが全体に不足している。放課後等デイサービス、児童発達支援事業、移動支援事業等のサービスの充実を図ってほしい。
- ・ 児童発達支援と放課後等デイサービスでは補うことのできない子どももいる。不登校児対策として、子どもならば誰でも自由に行ける場所がほしい。

■ヘルパー利用範囲の拡大■

- ・ 精神障害者、精神疾患者のヘルパー利用を促進してほしい。家事援助で困っている人、通院などに不安を感じている人、家族関係が悪化している人など、ヘルパーを利用することで改善できることもある。
- ・ 精神障害者に対するヘルパー支給は他市に比べ少ないと感じる。
- ・ ガイドヘルパーに同性ヘルパーが少なく、行動が制限される。
- ・ 発達障害者では、片づけの仕方など一緒にやることが援助として重要な場合もある。また買い物や余暇活動等をヘルパーと共に行える時間がほしいという声もある。

■移動支援等■

- ・ 親の高齢化により移動困難な人が増えている。移動支援の拡大をしてほしい。
- ・ 移動支援は必要な事業だが、需要と供給のバランスが取れない分、運営は難しく、移動支援事業所の立ち上げは少ない。ニーズに対して、事業所、ヘルパーは不足している。
- ・ 精神障害者にも移動支援を必要とする人がいる。

■就労支援■

- ・ 工賃向上のためにも優先調達推進法に基づいた発注の推進を引き続きお願いしたい。
- ・ 市役所などに自主製品の常設展示スペースを設置してほしい。販売は無理でも見てもらうことにより、お金以外の励みになる。
- ・ 市内作業所同士による共同受注の仕組みを構築できるとよい。

■グループホーム■

- ・ 知的障害者、精神障害者のグループホームに空きがない。空きがあっても、本人、家族の希望とタイミングが合わず、断る人もいる。本人、保護者のためにはいざというときに慌てないように自立するすべを身に付けてほしい。そのためには家族等への意識改革の働きかけも必要。
- ・ 精神障害者の通過型グループホームの場合、退去後の生活場の確保やホームヘルプ等の支援等、課題が多い。

■居場所の充実■

- ・ 知的障害者の居場所として、地域活動支援センターが必要。また知的障害者の相談センターとしても機能すれば、就労や生活支援がスムーズになるのではないかな。
- ・ 自由に行ける場所で他人と話し、社会的環境に馴染むような場所が増えるといい。また発達障害者では、既存資源にマッチしない人が増えているが資源はまだない。発達障害者同士が接し、過ごせる場所があればよい。

■余暇活動の充実■

- ・ 利用者からは土日勤務者向けの平日イベント、仕事後に集まれるフリースペースの設置、宿泊を伴うイベントの開催など、余暇活動の機会を増やしてほしいという希望がある。
- ・ 身体障害者のレクリエーション、スポーツ事業の充実や、地域参加できる環境を求められている。

■市とサービス事業者の連携強化■

- ・ 事業者連絡会が立ち上がり、連絡会を通してお互いに相談等ができるとうい。

■サービスの質の確保・向上と人材育成■

- ・ 質の確保として、事業所向け勉強会や講習会などを増やしてほしい。(ガイドヘルプ・喀痰吸引等含む)
- ・ 事業を継続していくために人材育成・確保は課題。人材を確保し、質の高いサービスが提供できるような体制を作っていくために物心ともにバックアップしてほしい。専門職を育成していくシステム作りが必要。
- ・ ガイドヘルパー養成講座等の市民参加を促し、障害者理解のきっかけのひとつとしてほしい。
- ・ 入浴、トイレ介助等の援助の提供、指導のサービスを行える同性介護（男性）の支援員を増やしてほしい。

■その他のサービス利用■

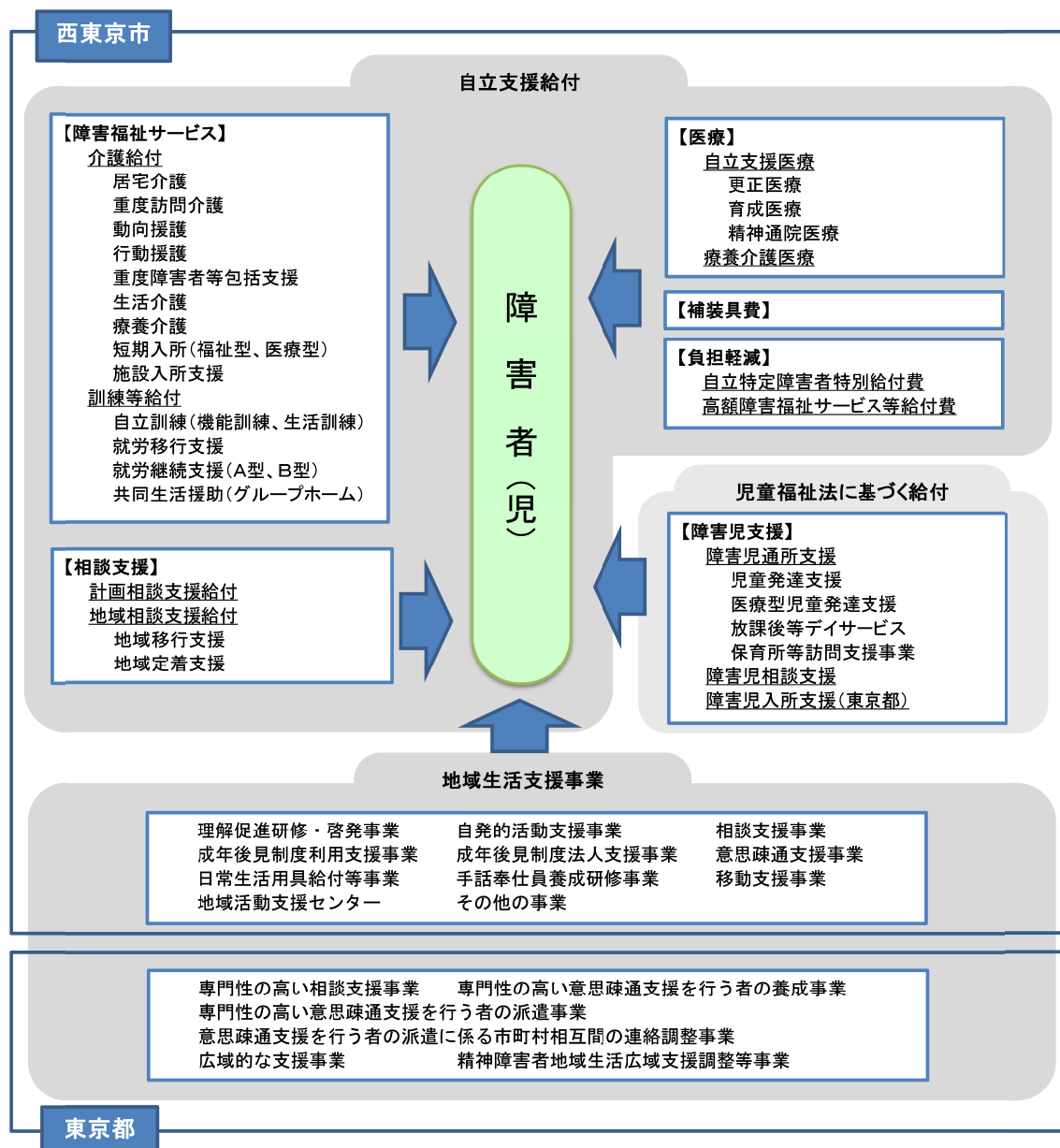
- ・ 生活介護等の事業所数が不足している。今後、高齢化に伴う生活援助も必要になる。
- ・ 医療的ケアが必要な利用者へのサービスや、強度行動障害の利用者へのサービスが不足している。
- ・ 施設緊急一時保護、短期入所サービス、移動支援サービス等の事業所数が足りない印象。

第3章 障害福祉計画の基本的な考え方

1 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法による給付・事業は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と地域の実情に合わせて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。自立支援給付のうち、各事業所で行われている直接的なサービスを「障害福祉サービス」と呼びます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

また、平成24年4月に施行された法改正により、18歳未満の障害のある子どもに対するサービスや相談支援は、児童福祉法に位置づけられることとなりました。



地域生活支援事業は都道府県や市町村が地域の実情に合わせて行う事業で、市町村によってサービスのメニューや内容が異なることもあります。専門性の高い相談事業や人材育成などについては東京都が支援を行います。

西東京市における地域生活支援事業に関しては、第5章をご覧ください。

2 3年間の重点推進項目

アンケート調査やヒアリング調査の結果や「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」における検討結果、さらに西東京市障害者基本計画で設定された「10年間の重点推進項目」を踏まえて、次の4つの項目を3年間の重点推進項目として設定しました。



重点推進項目1 障害のある子どもへの支援の充実

～必要な時期に、必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します～



重点推進項目2 障害のある人の社会参加の推進

～障害のある方の日中活動や就労に対する支援を充実します～



重点推進項目3 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

～地域で安心して生活するための生活環境を整備します～



重点推進項目4 相談支援体制の充実

～相談支援と情報提供を行う体制を整備します～

(1) 障害のある子どもへの支援の充実

～必要な時期に、必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します～

【現状】

現在、市内には下表のような障害児通所サービス事業所があり、200人以上の児童が利用しています（平成26年8月現在）。一方で、アンケート・ヒアリング調査では、「障害児やその保護者が利用できるサービスが全体的に不足している」「利用したくても十分に利用できない」という声も多く寄せられています。特に言語訓練等の療育については、市内の社会資源が十分でないためにやむを得ず市外の事業所を利用しているケースもあり、早期発見・早期療育を行う体制が十分整備されていないのが現状です。

【市内の障害児通所サービス事業所等】

児童発達支援事業	西東京市こどもの発達センターひいらぎ、みらい、りぼん
放課後等デイサービス	ととろクラブ、さざんか、りぼん、シュプロスひばりヶ丘

【西東京市在住児童の障害児通所サービス事業所等利用者数】(平成26年8月分)

	市内事業所の 利用者数(人)	市外事業所の 利用者(人)	合計(人)
児童発達支援	49	20	69
放課後等デイサービス	110	35	145
合計	159	55	214

【今後の方向性】

◆ 児童発達支援等の療育の充実

障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることは、障害の軽減や社会適応能力の向上に有効であるとされています。今後は、児童発達支援の提供体制を拡充することとで、早期発見・早期療育を行う体制をさらに充実させていきます。

◆ 放課後等の活動場所の充実

就学後の障害児が、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービスの提供体制を拡充します。そのために、民間事業者に対して情報提供等の支援を積極的に行い、放課後等デイサービスを提供する事業所の誘致を進めます。

(2) 障害のある人の社会参加の推進

～障害のある方の日中活動や就労に対する支援を充実します～

【現状】

アンケート・ヒアリング調査では、日中の過ごし方として、施設での訓練や創作活動、就労を希望する声が多く寄せられており、約 700 人の市民が日中活動系サービス事業を利用しています（平成 26 年 8 月現在）。

一方で、市外の事業所を利用している方や、市内の事業所であっても通所に不便を感じている利用者が多いのが現状です。

また、西東京市では身体障害者を主な対象とする「保谷障害者福祉センター」と、精神障害者を主な対象とする「支援センター・ハーモニー」の 2 つの地域活動支援センターを運営していますが、知的障害者を主な対象とする地域活動支援センターを設置していないのが現状であり、市民や関係機関からは知的障害者を主な対象とする地域活動支援センターの設置を望む声が寄せられています。

【市内の施設・事業所等】

生活介護	西東京市生活介護事業所、P.F.P.C はたらきば、さくらの園、たんぽぽ、どろんこ作業所
就労移行支援	さくらの園
就労継続支援(B型)	サンワーク田無、さくらの園、たなし工房、ほうや福祉作業所、富士町作業所、コミュニティルーム友訪、ワークステーションウーノ(おかし工房マーブル)、パツソ西東京
地域活動支援センター	保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニー

【西東京市民の施設・事業所等利用者数】(平成 26 年 8 月分)

	市内の施設・事業所の利用者数(人)				市外の施設・事業所の利用者(人)				合計(人)			
	身体	知的	精神	合計	身体	知的	精神	合計	身体	知的	精神	合計
生活介護	32	60	0	92	25	157	4	186	57	217	4	278
自立訓練(機能訓練)	0	—	—	0	1	—	—	1	1	—	—	1
自立訓練(生活訓練)	—	0	0	0	—	1	7	8	—	1	7	8
就労移行支援	1	3	3	7	2	8	24	34	3	11	27	41
就労継続支援(A 型)	0	0	0	0	3	5	2	10	3	5	2	10
就労継続支援(B 型)	25	115	80	220	12	88	43	143	37	203	123	363
合計	58	178	83	319	43	259	80	382	101	437	163	701

【今後の方向性】

◆ 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置

知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置に向け、場所の選定や運営事業者の選定等、具体的な構想づくりを進めます。

◆ 地域での就労に向けた支援の強化

西東京市では、平成 25 年度より「障害者就労支援センター・一歩」に地域開拓促進コーディネーターを配置し、障害者雇用を行う地元企業の開拓や、就労支援ネットワークの構築を行っています。

今後も、公共職業安定所（ハローワーク）、商店会、事業主団体、特別支援学校、市、保健所、障害福祉サービス事業所等の関係機関による地域における就労支援ネットワークの構築を進め、地域での就労に向けた支援を行います。

◆ 就労系サービス事業所の誘致

障害のある方が一般就労へ移行するためのサービスとして、また、日中の活動場所として、就労継続支援（A型・B型）事業所や就労移行支援事業所は重要な社会資源となります。現在、西東京市にはこうした就労系サービス事業所が不足していることから、サービス提供体制の拡充に向け、事業所情報提供等の支援を積極的に行うことで、民間法人の誘致を進めます。

(3) 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

～地域で安心して生活するための生活環境を整備します～

【現状】

障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくためには、建造物や道路のバリアフリー化といった「ハード面」とともに、各種の障害福祉サービスによる日常生活への支援や、権利擁護や虐待防止への取組み、障害に対する理解推進といった「ソフト面」の両面からの環境整備が必要となります。

中でも、居住系サービスの一つであるグループホームは、障害のある人が地域で生活するために重要な社会資源であり、民間事業者や障害のある方のご家族の活動により、ここ数年で複数のグループホームが開設されているところです。

しかし、グループホームは、退所・退院後の地域生活の拠点として、また、「親なき後」の居住の場として、利用ニーズが年々高まっており、市内のグループホームは増加しているものの、今後予想されるニーズに対応するには、十分とは言えないのが現状です。

【今後の方向性】

◆ グループホーム等の地域で生活するための各種サービスの充実

障害のある人が地域で生活するためには、居住系サービスであるグループホームのさらなる整備が必要です。また、グループホームのみならず、訪問系、日中活動系の福祉サービスや、医療サービス等の個々のニーズに適したサービスを複合的に提供することで、地域での生活をサポートする体制が必要となります。

そこで、グループホームを運営する民間事業者の新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行うとともに、障害福祉サービス事業所や医療機関等の関係機関が連携して、地域での生活をサポートする体制の整備を進めます。

なお、精神障害者のグループホームについては、現在市内では「通過型※」が多くを占めていますが、今後は「滞在型」の充実について検討を進めます。

※通過型グループホームとは、精神障害者を主な対象者としたグループホームのうち、概ね3年間を目途に自立した生活へ移行し、退去することを前提としたものをいいます。
また、滞在型グループホームとは、通過型グループホームのような利用制限のないものをいいます。

◆ 障害や障害のある人への理解推進

障害のある人が地域で生活するためには、「社会的な障壁」を取り除いていくことが必要であり、そのためには障害や障害のある人に対する理解の推進が重要となります。

西東京市では、障害者週間（毎年 12 月 3 日から 9 日まで）に開催する展示イベント・講演会や市民まつり等の各種行事、障害者サポーター養成講座、「障害者総合支援センター・フレンドリー」を活用した普及・啓発活動等の機会を通じて、障害者障害のある人への理解を進める活動を行っています。障害や障害のある人に対する理解の推進のため、今後もこうした取組みを継続します。

【「ヘルプカード」と「サポートバンダナ」、「サポートキーホルダー」】

障害のある人の地域での自立生活を支援するには、市民の「ちょっとした手助け」が重要な役割を担っています。西東京市では、地域での障害者への理解を進め、障害のある人が手助けを受けやすくなるよう、「ヘルプカード」と「サポートバンダナ」、「サポートキーホルダー」の普及に取り組んでいます。

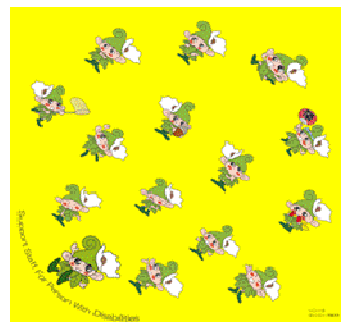
◇ ヘルプカード

障害のある人が携帯して、災害時や緊急時、手助けが必要なときに周囲の人に示すカードです。これにより周囲の人は手助けや配慮が必要なることを知ることができ、声をかけやすくなります。



◇ サポートバンダナ、サポートキーホルダー

障害者サポーター（障害のある方を手助けする意志のある方）が携帯することによって、障害のある人が声をかけやすくなります。西東京市が開催するサポーター養成講座や、障害者団体、民生委員等を通じて周知を図り、障害者サポーターを増やしていく予定です。



【東京都が作成する「ヘルプマーク」の普及】

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう東京都が作成したマークです。東京都は、ヘルプマークの配布や優先席へのステッカー標示等を、平成 24 年 10 月から都営地下鉄大江戸線で、平成 25 年 7 月から全ての都営地下鉄、都営バス、都電荒川線、日暮里・舎人ライナーで開始し、さらに、平成 26 年 7 月からゆりかもめ、多摩モノレールへと拡大して実施しています。また、平成 26 年 7 月から民間企業への働きかけも実施しています。

西東京市では、障害福祉課窓口においてヘルプマークの配布を行っている他、コミュニティバス「はなバス」車内でのステッカー掲示や、市役所駐車場でのヘルプマーク所持者のための駐車スペース設置等、ヘルプマークの普及に向けた取組を行っています。



（４）相談支援体制の充実

～相談支援と情報提供を行う体制を整備します～

【現状】

西東京市では、障害福祉課窓口や、「相談支援センター・えぽっく」を軸として、地域活動支援センターである「保谷障害者福祉センター」及び「支援センター・ハーモニー」において相談支援を実施してきました。

また、福祉サービス等の支援に関する情報については、市報や市のウェブサイト、障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」等による情報提供を行っています。

しかし、アンケート調査やヒアリング調査では、相談の内容によって窓口が異なり、どこで相談を受けたらよいかわからないという声や、ワンストップの相談窓口を求める声が寄せられています。また、情報提供に関しては、「どのようなサービスがあるのか、利用するにはどうしたらいいのかが分かりにくい」といった意見等、サービス等の支援に関する市からの情報提供の充実を求める声も多く寄せられています。

【今後の方向性】

◆ 相談支援体制の充実

地域活動支援センターは、創作活動等を行う日中活動の場であると同時に、相談支援窓口としての性質を有しています。現在、西東京市内には知的障害者の相談に対応できる地域活動支援センターがないため、新たな設置に向けた具体的な構想づくりを進めます。

また、市民や事業所から設置の要望が多く寄せられている、ワンストップの相談窓口機能の充実に向け、「えぽっく」等の既存の相談機関の活用や、「基幹相談支援センター」の新設を含めた検討を進めます。

◆ 計画相談支援・障害児相談支援の利用促進

平成 24 年 4 月に施行された法改正により「計画相談支援」「障害児相談支援」が制度化されました。障害福祉サービス等の支援にケアマネジメントの視点が導入されました。

サービスの利用者がそれぞれのニーズに合った支援が受けられるよう、計画相談支援や障害児相談支援を提供する事業所の確保や、そこで支援にあたる相談支援専門員の質の向上等に努めることで、「計画相談支援」「障害児相談支援」の利用を促進します。

◆ 「障害者のしおり」等の活用

「どのような支援があるのか」「利用するにはどのようにすれば良いのか」をわかりやすく伝えるため、「障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もがわかりやすい冊子にするとともに、市報や市のウェブサイト等の媒体の活用等により、支援に関する情報提供を積極的に行います。

◆ 身近な情報共有ネットワークの活用

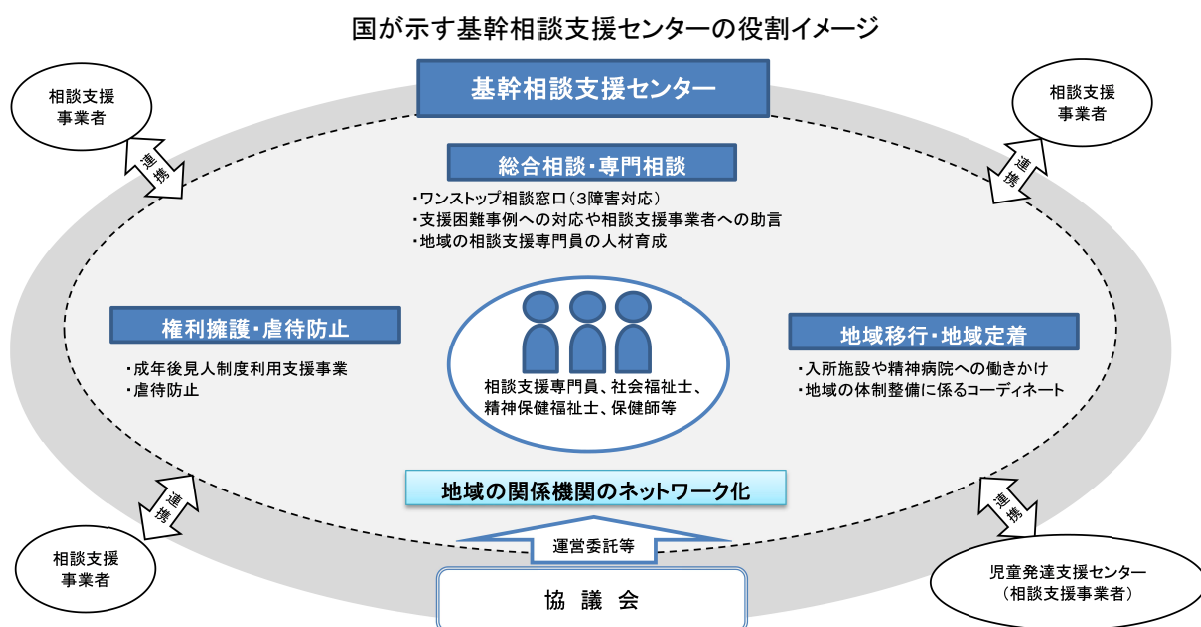
アンケート調査の結果、福祉サービス等の支援に関する情報の入手先として、学校・職場・施設・病院や、友人・知人、所属している団体等、自分に身近なところを挙げる回答が多くありました。

今後は、サービス事業所や学校、障害者団体等を通じた勉強会・説明会等を開催することで、身近な情報共有ネットワークを通じて情報が行き渡る仕組みを構築します。

【コラム】基幹相談支援センター

「基幹相談支援センター」は、障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる相談機関です。庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図ります。

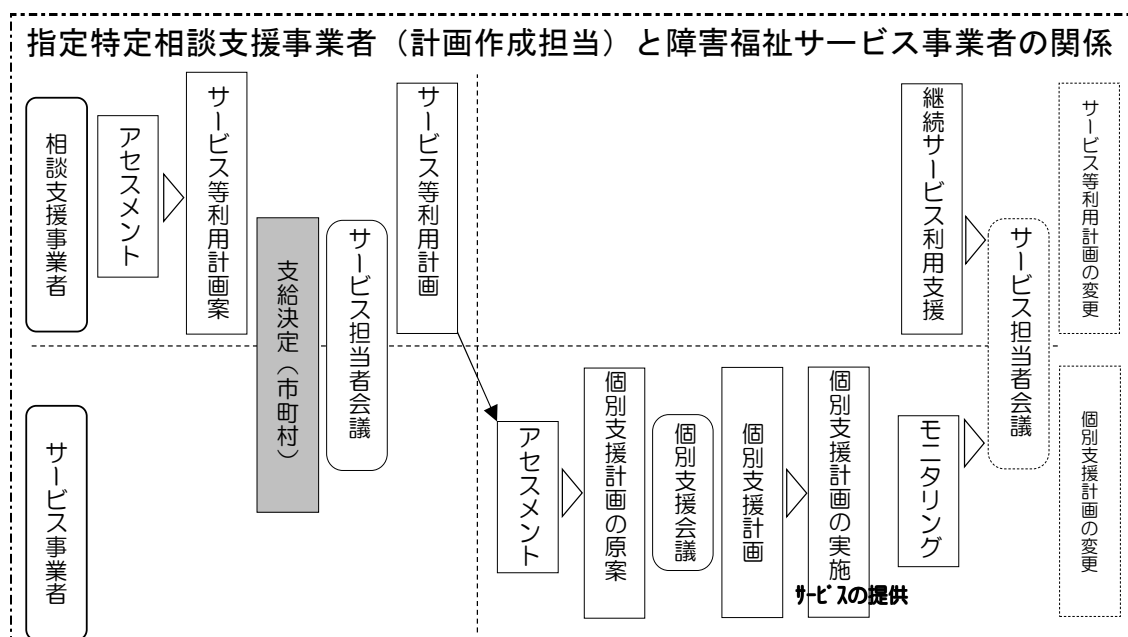
国は基幹相談支援センターの役割として下記のようなイメージ図を示していますが、西東京市では、こうした役割を踏まえながら、市の実情に応じた基幹相談支援センターの設置を検討しています。



【コラム】計画相談支援・障害児相談支援

平成 24 年4月に施行された法改正により、計画相談支援や障害児相談支援が制度化され、平成 27 年度からはサービス支給決定の際に「サービス等利用計画案」や「障害児支援利用計画案」の提出が義務付けられることとなりました。

これにより、サービスの利用者は、それぞれのニーズに合った支援が受けられるよう、相談支援事業所に相談を行い、相談支援事業所は、市やサービス事業者等と調整を行って利用者に合ったサービスの利用計画を作成することができ、サービスの適切な利用管理を行うという「ケアマネジメント」の視点が本格的に導入されることとなりました。



3 国の基本指針に基づく成果目標

障害福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針に基本的な考え方が示されています。

【コラム 5】 市町村の障害福祉計画に盛り込むべきまたは盛り込むことが望ましい

内容（「国の基本指針」より）

- 1 市町村障害福祉計画の基本的理念等
- 2 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標
- 3 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 4 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 5 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 市町村障害福祉計画の期間
- 7 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

【コラム 6】 目標についての基本的な考え方（「国の基本指針」より）

- ①福祉施設から地域生活への移行促進
- ②精神科病院から地域生活への移行促進（都道府県のみが目標を設定）
- ③地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行促進

西東京市では、「国の基本指針」で示された考え方を踏まえ、目標を以下のとおり設定します。

福祉施設から地域生活への移行促進	平成 29 年度末までに、現在の施設入所者数のうち 17 人が地域生活へ移行することを目標とします（平成 25 年度末時点 138 人の 12%）。
地域生活支援拠点等の整備	今後は、「相談支援センター・えぽっく」や、設置を予定している「基幹相談支援センター」を中心に、関係機関との連携を通してネットワークを形成し、障害者の地域生活を面的に支援する体制の構築を検討します。
福祉施設から一般就労への移行促進	福祉施設から一般就労への移行者数を平成 29 年度には 15 人とすること（平成 24 年度実績 7 人）、また、平成 29 年度末までに就労移行支援事業の 1 か月あたりの利用者数を 47 人以上とすること（平成 25 年度末実績 34 人）を目標とします。

第4章 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

本計画では、見込量を算定する障害福祉サービス、障害児支援サービス、相談支援を表のように区分して整理しています。

区分	サービスの種類	サービスの内容
訪問系	居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助を行います
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します
日中活動系	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します
	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行います
	就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います
	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します
	短期入所 (福祉型、医療型)	在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに、障害者(児)が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害者(児)に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います
障害児支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います
	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います
相談支援	計画相談支援	本人や家族の状態を判断し、その人に適した障害福祉サービスの利用計画を作成します
	地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)	施設や病院から地域に出たい人や地域生活を始めた人をフォローします
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するにあたり、障害児支援利用計画の作成や通所支援開始後のモニタリングなどの支援を行います

1 訪問系サービス

① 実績・見込量

訪問系サービスの平成 25 年度の利用者数は 153 人で、利用時間は 11,929 時間でした。平成 29 年度の訪問系サービスの利用者数、利用時間をそれぞれ 161 人、13,767 時間と見込みます。

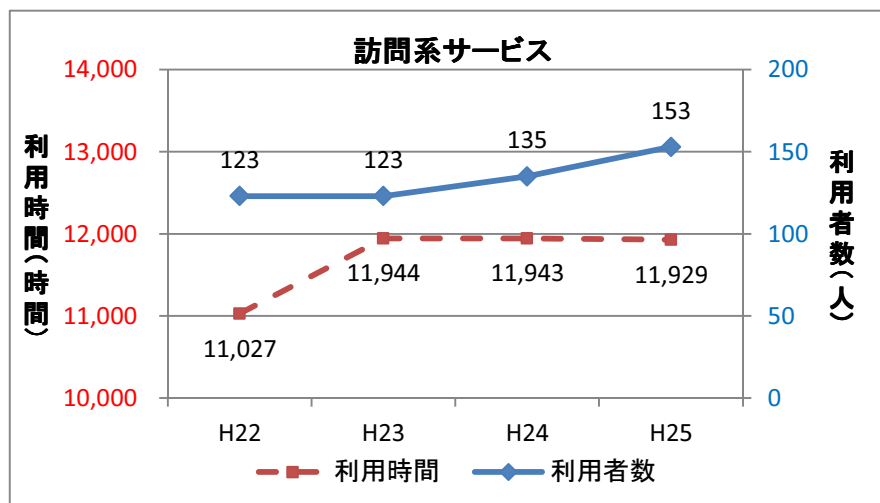
【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用時間】

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
居 宅 介 護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	153 人	152 人	156 人	161 人
	利用時間	11,929 時間	12,997 時間	13,339 時間	13,767 時間

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

居宅介護の利用者数は減少傾向にありますが、その他のサービスの利用者数は増加傾向にあり、訪問系サービス全体の利用者数は増加しています。一方、利用時間は平成 23 年度以降、ほぼ横ばいの状態です。一人あたりの利用時間は、平成 22 年度は約 90 時間でしたが平成 25 年度では約 78 時間でした。



訪問系サービス全体の利用者数は増加し、一人あたりの利用時間は平成 25 年度実績から大きくは変動しないと想定して、利用者数および利用時間を見込みます。

【制度の改正など】

「重度訪問介護」については、対象者が拡大したことにより利用者数、利用時間の増加が想定されます。

【アンケート調査結果から】

アンケート調査では、知的障害者や障害児はともに訪問系サービスの未利用者の今後の利用意向は３割以上あり、潜在ニーズが高いことがうかがえます。

一方、現在の訪問系サービスの利用者において「十分、利用できている」とした割合は日中活動系のサービスより低くなっています。

【事業所等の状況】

ヒアリング調査では、移動に関する支援へのニーズが高く、同時にサービスを提供するうえでの課題も多く挙げられていました。

③ 見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、今後、増加するサービス利用量に対応するため、介護保険事業者等へも情報提供を図るなど、引続きサービス提供事業者等への情報提供や連携を図っていき、安定的で質の高いサービスが提供できるように努めます。

また、ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等を行います。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① 実績・見込量

生活介護の平成 25 年度の利用者数は 276 人でした。平成 29 年度の生活介護の利用者数を 293 人と見込みます。

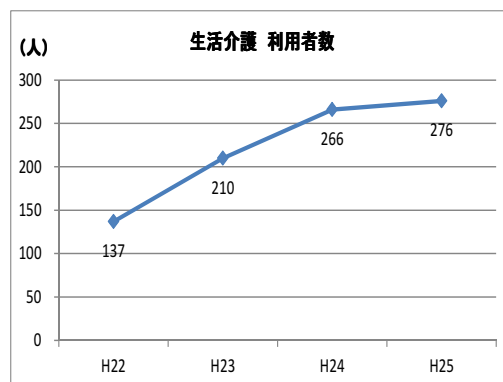
【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
生活介護	利用者数	276 人	283 人	288 人	293 人
	利用日数	5,224 日	5,401 日	5,496 日	5,591 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 22 年度以降、生活介護の利用者は増加傾向にあり、特に平成 24 年度までは急速に増加しております。これは、事業所の法内化（障害者自立支援法上の事業所として指定を受けること）が平成 23 年度末までとされていたことから、この時期に事業所の法内化が集中し、それまで法外の事業であったために実績計上の対象外だったサービスが、法内化によって実績計上の対象となったことが影響していると考えられます。平成 24 年度以降は法内化の影響は減少しましたが、今後も増加傾向が継続すると想定しています。



【アンケート調査結果から】

サービス利用者のうち「十分利用できている」と回答した割合は高く、身体障害者では9割を超えています。

【西東京市の状況】

現在のところ市内における事業所の新規開設の見込みはない一方、今後の特別支援学校卒業生等の受け入れに対応する必要があることから、他のサービスや地域活動支援センターを含めた日中活動の場の確保について、検討が必要です。

③ 見込量確保のための方策

市内事業者と連携を図り、定員の拡充や弾力化について運営法人と協議を進めるとともに、他の事業者に対しては情報提供等を行うことにより市内への新規参入を勧めるなどして、民間活力の活用を図っていきます。

（２）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

① 実績・見込量

自立訓練の平成 25 年度の利用者数は機能訓練が 1 人、生活訓練が 7 人でした。平成 29 年度の利用者数を、機能訓練が 2 人、生活訓練が 12 人と見込みます。

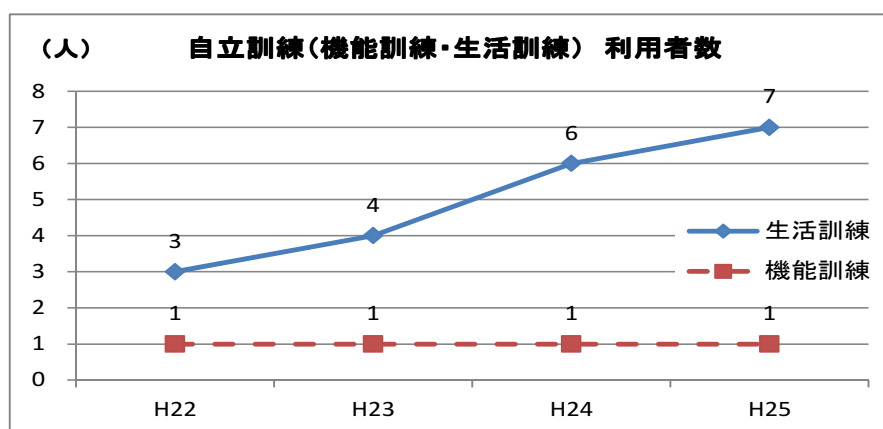
【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	12 日	14 日	14 日	14 日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	7 人	9 人	11 人	12 人
	利用日数	84 日	128 日	157 日	171 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 22 年度以降、自立訓練（生活訓練）の利用者は増加傾向にあります。今後とも増加傾向が継続すると想定しています。一方、自立訓練（機能訓練）の利用者は横ばいです。



【西東京市の状況】

自立訓練（機能訓練）については、近隣に事業所が少ないことや、最長 1 年 6 ヶ月の訓練期間が終了した後に利用できる日中活動の場が少ないことから、利用者は 1 名で横ばいとなっています。機能訓練を必要とする身体障害者の多くは、保谷障害者福祉センターで提供するリハビリテーションを利用しているのが現状です。

自立訓練（生活訓練）については、日中活動系サービスの利用や就労を始める前にこのサービスを利用するケースが多く、日中活動系サービスの利用の増加等に伴い、今後も増加傾向が続くと考えられます。

③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、市内においてサービスの提供が確保できるよう、民間事業者等との連携・協力を図っていきます。

なお、自立訓練（機能訓練）に関連するリハビリテーションの利用ニーズに対しては、引き続き保谷障害者福祉センターを活用しながら、今後増加していくニーズにどう対応していくかについて、日中活動の場の整備状況等も勘案し、検討を進めていきます。

（３）就労移行支援

① 実績・見込量

就労移行支援の平成 25 年度の利用者数は 34 人でした。平成 29 年度の就労移行支援の利用者数を 47 人と見込みます。

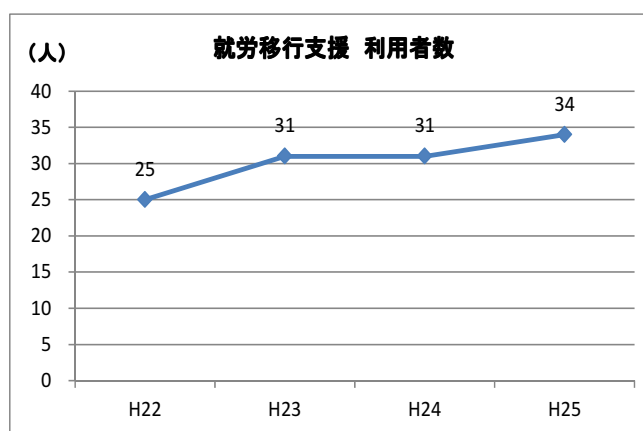
【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
就労移行支援	利用者数	34 人	41 人	44 人	47 人
	利用日数	539 日	655 日	703 日	751 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 22 年度以降、就労移行支援の利用者は増加傾向にあります。今後も増加傾向が継続すると想定しています。



【制度の改正など】

平成 25 年 6 月に、障害者雇用促進法が成立し、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講ずることになりました（施行期日は平成 28 年 4 月 1 日）。また、法定雇用率も引き上げられており、こうした近年の障害者雇用施策の動向により就労に関するサービスの利用者はさらに増加していく可能性が考えられます。

【アンケート調査結果から】

特に精神障害者で今後の利用意向が高く、今後の利用者の増加が想定されます。

【西東京市の状況】

従来市内に事業所がありませんでしたが、平成 25 年度に市内に 1 箇所事業所が新設され、利用者は増加しています。

③ 見込量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

(4) 就労継続支援（A型・B型）

① 実績・見込量

就労継続支援の平成 25 年度の利用者数は、A型（雇atype）が 9 人、B型（非雇atype）が 330 人でした。平成 29 年度の利用者数を、A型が 12 人、B型が 408 人と見込みます。

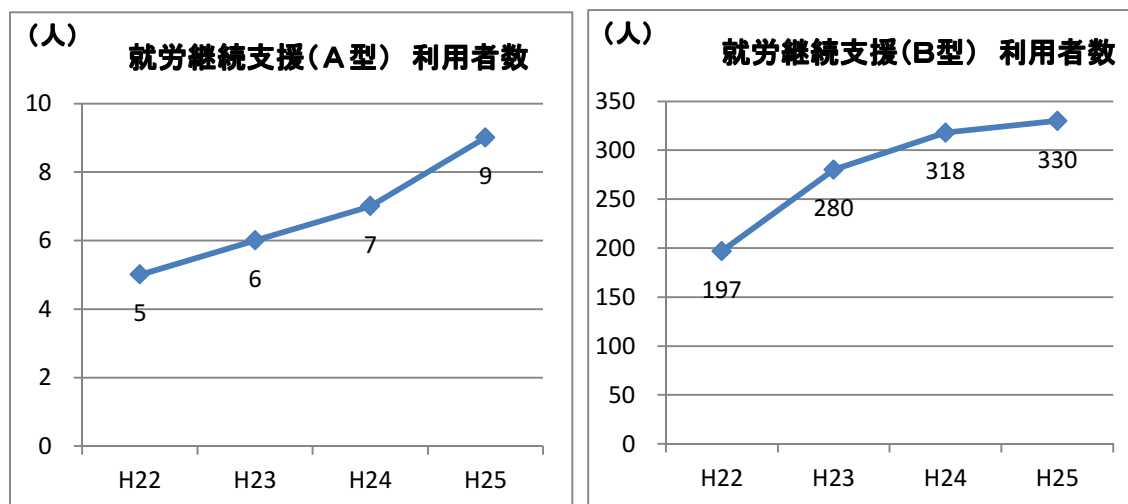
【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
就労継続支援 (A型)	利用者数	9 人	10 人	11 人	12 人
	利用日数	159 日	184 日	203 日	221 日
就労継続支援 (B型)	利用者数	330 人	371 人	390 人	408 人
	利用日数	5,257 日	5,931 日	6,235 日	6,523 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

就労継続支援はA型とB型で利用者数は大きく異なりますが、ともに平成 22 年度以降増加傾向にあります。特にB型は平成 24 年度までは急速に増加しておりますが、これは、生活介護（P.33 参照）と同様、平成 23 年度末までの事業所の法内化が影響していると考えられます。平成 24 年度以降は法内化の影響は減少しましたが、今後も増加傾向が継続すると想定しています。



【制度の改正など】

平成 25 年 6 月に、障害者雇用促進法が成立し、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講ずることになりました（施行期日は平成 28 年 4 月 1 日）。また、法定雇用率も引き上げられており、こうした近年の障害者雇用施策から就労に関するサービスの利用者はさらに増加していく可能性が考えられます。

【アンケート調査結果から】

特に精神障害者で今後の利用意向が高く、今後の利用者の増加が想定されます。

【西東京市の状況】

就労継続支援（A型）については、近隣市も含め事業所数がほとんどなく、利用者も少ないのが現状です。利用者と雇用契約を結ぶ必要があることから、最低賃金の確保等経営上の困難があり、事業所数が伸び悩んでいると考えられます。

就労継続支援（B型）については、市内に平成 26 年度中に 1 箇所の事業所が開設されています。しかし、今後の特別支援学校卒業生等の受け入れに対応できるか、検討が必要です。

③ 見込量確保のための方策

今後の新規参入支援などの方法などについて引き続き検討します。また、引き続き「就労支援センター・一歩」を中心とした就労支援体制などにより、より就労しやすい環境づくりを目指していきます。

(5) 療養介護

① 実績・見込量

療養介護の平成 25 年度の利用者数は 17 人でした。平成 29 年度の療養介護の利用者数を 18 人と見込みます。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数】

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
療養介護	17 人	18 人	18 人	18 人

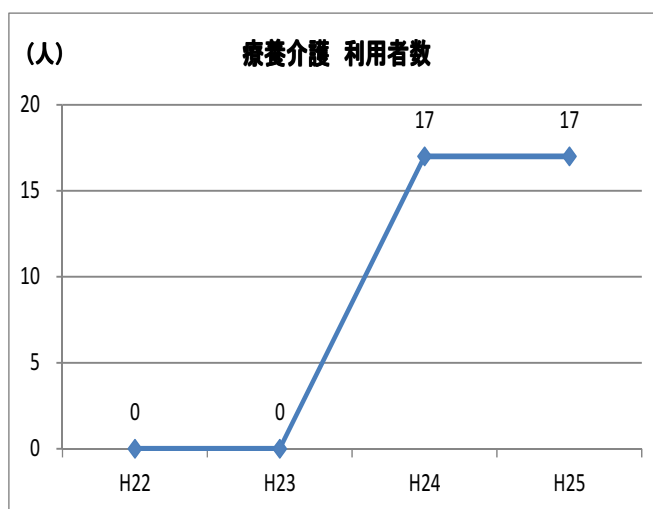
② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 23 年度以前に児童入所施設に入所していた利用者が、平成 24 年度の法改正により療養介護の利用を開始しました。その後、利用者数は横ばいになっています。

【施設の状況】

現在、療養介護を提供できる施設（病院）が都内でも数か所しかないため、今後も利用調整が必要です。



③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

(6) 短期入所（福祉型・医療型）

① 実績・見込量

短期入所の平成 25 年度の利用者数は福祉型が 46 人（375 日）、医療型が 10 人（29 日）でした。平成 29 年度の利用者数を福祉型が 58 人（462 日）、医療型が 14 人（42 日）と見込みます。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

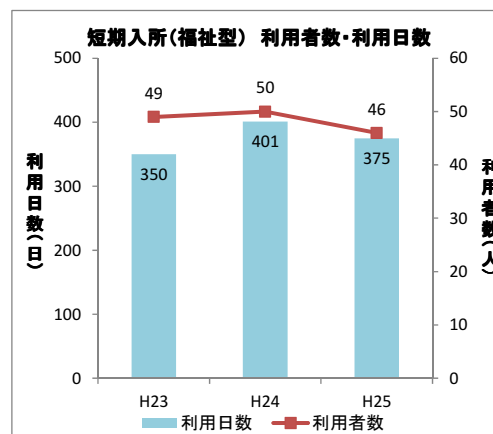
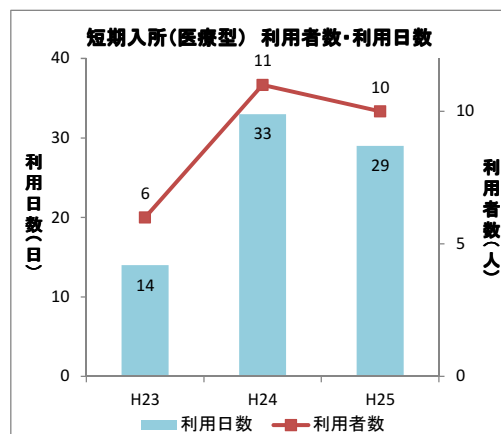
		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
短期入所 (福祉型)	利用者数	46 人	53 人	56 人	58 人
	利用日数	375 日	419 日	444 日	462 日
短期入所 (医療型)	利用者数	10 人	12 人	13 人	14 人
	利用日数	29 日	36 日	39 日	42 日

「第3期西東京市障害福祉計画」では、短期入所（福祉型）と短期入所（医療型）を区別せずにサービス量を見込んでいましたが、実施できる事業所等が、福祉型では障害者支援施設等、医療型では病院・診療所等というように異なることから、本計画では個別にサービス量を見込みます。

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度は前年度より減少しましたが、全体的には増加傾向にあると考えられ、今後も利用者数は増加すると想定します。



【アンケート調査結果から】

短期入所は、サービス未利用者の利用意向が高く、かつ、サービス利用者においても「十分に利用できていないことがある」と回答した割合が高いサービスです。十分に利用できていない理由としては、「予約がとれないから」と回答した割合が高く、サービスの提供体制を今後さらに検討していく必要があります。

③ 見込量確保のための方策

市内や近隣のサービス提供事業所と連携し、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めます。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

① 実績・見込量

共同生活援助（グループホーム）の平成 25 年度の利用者数は 97 人でした。平成 29 年度の共同生活援助（グループホーム）の利用者数を 165 人と見込みます。

【サービス見込量／利用者数】

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
共同生活援助(グループホーム)	97 人	146 人	156 人	165 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

共同生活援助の利用者数は増加傾向にあり、今後も増加すると想定しています。

【制度の改正】

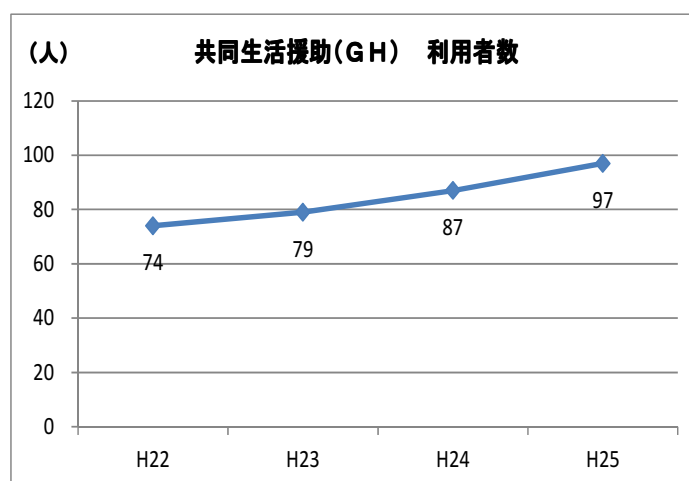
障害者総合支援法によって、従来の共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一本化されました。

【アンケート調査結果から】

サービス利用者のうち「十分利用できている」と回答した割合は8割を超えています。

【西東京市の状況】

平成 26 年度に市内に 2 か所の事業所が新設されました。今後、さらに 2 か所の新設が予定されています。



③ 見込量確保のための方策

今後、退所・退院後の地域生活の拠点として、また、「親なき後」の居住の場として、グループホームでの生活を希望する方は増加すると見込まれることから、引き続きグループホームの整備に向けた取り組みが必要です。

市内での事業所の確保に向け、事業者への情報提供等や都補助制度の活用などにより、新規事業者の誘致等を図っていきます。

(2) 施設入所支援

① 実績・見込量

施設入所支援の平成 25 年度の利用者数は 138 人でした。平成 29 年度の施設入所支援の利用者数を 138 人と見込みます。

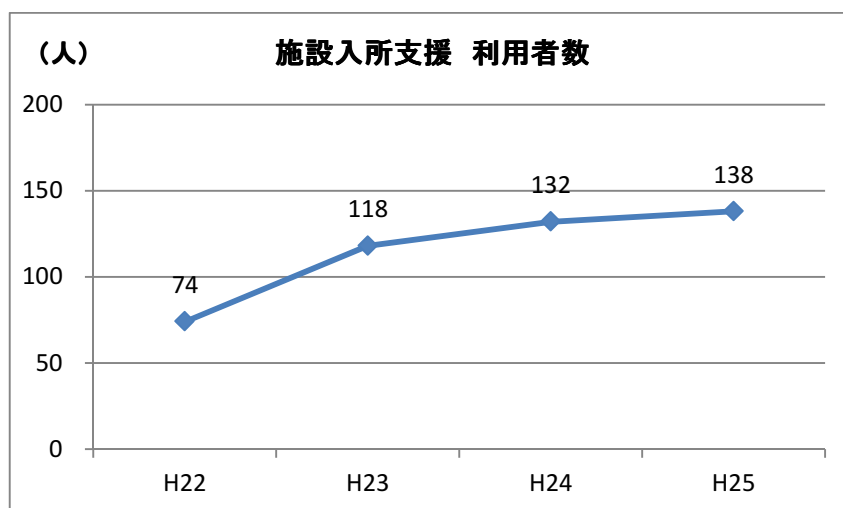
【サービス見込量／利用者数】

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
施設入所支援	138 人	138 人	138 人	138 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

施設入所支援の利用者数は平成 22 年度以降増加傾向にあります。



【西東京市の状況など】

入所待機者は昨年より増加しており、施設の空き状況によっては利用実績の増加が見込まれます。しかし、市内での入所施設の整備予定はなく、全国的にも今後の入所施設の新設等は期待できないと考えられます。一方、入所施設から地域生活へ移行する者の数は年々減少傾向にあることから、施設入所者の地域移行が進みづらい状況が推測されます。今後、全国的にグループホーム等の地域移行の受け皿が整備され、入所施設の空きが生まれていかなければ、施設入所のニーズ増加に対応するのは難しいと考えられます。

③ 見込量確保のための方策

国が示す基本方針を踏まえ、施設入所者の地域移行を促しているところですが、地域で自立した生活を営むことが困難であり、施設入所の利用を希望される方に対しては、家族や本人の意向を聞きながら引き続き情報提供や相談等に取り組みます。

4 障害児支援

(1) 児童発達支援

① 実績・見込量

児童発達支援の平成 25 年度の利用者数は 109 人（延 709 日）でした。平成 29 年度の利用者数を 129 人（延 903 日）と見込みます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
児童発達支援	利用者数	109 人	114 人	121 人	129 人
	利用日数	694 日	798 日	847 日	903 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 24 年度は 108 人、平成 26 年度は 107 人（4～8 月の実績）です。平成 24～26 年度で大きな変動はありませんでしたが、今後は増加すると想定しています。

【制度の改正など】

障害児を対象とした施設・事業は児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また、通所支援について、実施主体が市町村となりました。

【アンケート・ヒアリング調査結果から】

サービス利用者の 3 割が「十分利用できていないこともある」と回答しており、その理由としては「通うのが大変だから」が多く、また、回数の増加や時間延長を希望する意見などが挙げられていました。

また、ヒアリング調査では、事業者から送迎に関する課題が挙げられていました。

【西東京市の状況など】

「こどもの発達センター・ひいらぎ」と「こどもの発達センター分室・ひよっこ」に加えて平成 26 年 4 月から「児童発達支援事業所・みらい」が開設されています。

③ 見込量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

（２）放課後等デイサービス

① 実績・見込量

放課後等デイサービスの平成 25 年度の利用者数は 42 人（延 240 日）でした。平成 29 年度の放課後等デイサービスの利用者数を 186 人（延 1,488 日）と見込みます。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
放課後等 デイサービス	利用者数	42 人	145 人	165 人	186 人
	利用日数	234 日	1,160 日	1,320 日	1,488 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 24 年度は 21 人、平成 26 年度は 124 人（4～8 月の実績）と、平成 24～26 年度にかけて大幅に増加しています。

【制度の改正など】

平成 24 年 4 月に施行された法改正により、障害児を対象とした施設・事業は児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また、通所支援について、実施主体が市町村となりました。

【アンケート・ヒアリング調査結果から】

サービス利用者の 7 割が「十分利用できていないこともある」と回答しており、その理由としては、回数の増加や時間延長を希望する意見、希望曜日と利用可能日の不一致、利用場所の使いづらさなどが挙げられていました。

また、ヒアリング調査では、保護者や保護者の団体から放課後等デイサービスの拡充を望む声が多く挙げられています。

【西東京市の状況など】

平成 26 年 4 月以降、西東京市の放課後対策事業であった「さざんかクラブ」が、児童福祉法上の事業である「さざんか」として開設された他、3 か所の事業所が開設されています。

③ 見込量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

(3) 保育所等訪問支援

① 実績・見込量

保育所等訪問支援の平成 25 年度の利用者数はありませんでした。平成 29 年度の利用者数を 2 人（延 4 日）と見込みます。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
保育所等訪問 支援	利用者数	0 人	1 人	1 人	2 人
	利用日数	0 日	2 日	2 日	4 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 24 年度、平成 25 年度とも実績はありませんでした。

【アンケート調査結果から】

アンケートでは、サービス未利用者のうち 13%の方が、利用意向があると回答しています。

【西東京市の状況など】

平成 26 年 8 月現在、西東京市を含めて近隣市にサービスの実施者がほとんどありません。

③ 見込量確保のための方策

西東京市ではこれまでに利用の実績がなく、近隣にサービスを実施する児童発達支援センター等の事業所ありませんが、今後サービスの利用が必要となった場合は、関連機関との連絡調整等の対応を行います。

(4) 医療型児童発達支援

① 実績・見込量

医療型児童発達支援の平成 25 年度の利用者数は 2 人（延 10 日）でした。平成 29 年度の医療型児童発達支援の利用者数を 2 人（延 10 日）と見込みます。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
医療型児童 発達支援	利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	10 日	10 日	10 日	10 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 24 年度は 1 人、平成 25 年度は 2 人です。今後、増加するかどうかが不確定であることから平成 25 年度実績が今後も続くと想定しています。

③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

5 相談支援

(1) 相談支援について

障害者総合支援法では、相談支援は「基本相談支援」「計画相談支援」「地域相談支援」に分類され、「基本相談支援」と「計画相談支援」のいずれも行う事業は「特定相談支援」、「基本相談支援」と「地域相談支援」のいずれも行う事業は「一般相談支援事業」と定義されています。

また、児童福祉法では、障害児支援利用計画の作成等を行う「障害児相談支援」が定められています。

相談の種別	概 要	相談実施者
基本相談支援	地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者(児)、障害児の保護者または障害者(児)の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与します。	○市町村が直接 または ○指定特定相談支援事業者[委託] または ○指定一般相談支援事業者[委託]
計画相談支援	サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の変更等を行います。	○指定特定相談支援事業者 (計画作成担当) ※市町村長が 事業者を指定
地域相談支援	地域移行支援と地域定着支援があります。地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。地域定着支援では、居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。	○指定一般相談支援事業者 (地域移行・定着担当) ※都道府県知事が 事業者を指定

（２）計画相談支援

① 実績・見込量

計画相談支援には、サービス等利用計画案を作成する「サービス利用支援」と、サービス等利用計画の検証等を行う「継続サービス利用支援」（モニタリング）があります。サービス利用支援と継続サービス利用支援を合わせ、平成 25 年度の 1 か月あたりの利用者数は 8 人でした。また、平成 26 年 10 月の利用は 55 人でした。平成 29 年度の計画相談支援の利用者数を 143 人と見込みます。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数】

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
計画相談支援	8 人	133 人	137 人	143 人

② 見込量算出の背景

【制度の改正など】

平成 27 年度から、障害福祉サービスの支給決定の際には、市に対する「サービス利用計画案」の提出が義務付けられることとなります。

【アンケート調査結果から】

身体障害者の 3 割、知的障害者の 2 割、精神障害者の 5 割が「サービス等利用計画」のことを知らないと回答しています。

③ 見込量確保のための方策

障害福祉サービスを利用する全ての障害者等がサービス等利用計画案を作成できるよう、市内外の相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、利用者に対してサービス等利用計画作成の案内を進めていきます。

また、市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存の障害福祉サービス事業者等に対する参入誘致を進めます。

なお、障害者総合支援法では、身近な地域に相談支援事業所がない場合等に、相談支援事業者以外の者（サービス利用者本人や身近な支援者）が作成するサービス等利用計画案（セルフプラン）の作成が認められています。

(3) 地域相談支援

① 実績・見込量

地域相談支援の平成 25 年度の利用者数は地域移行支援が 1 人、地域定着支援が 0 人でした。平成 29 年度の地域相談支援の利用者数を地域移行支援が 2 人、地域定着支援が 2 人と見込みます。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数】

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
地域移行支援	1 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	0 人	1 人	1 人	2 人

② 見込量算出の背景

【制度の改正など】

平成 24 年 4 月の法改正において、「地域相談支援」として「地域移行支援」及び「地域定着支援」が新設されました。

【ヒアリング調査結果から】

事業者から、病院などの担当者が地域移行支援についてよく知らないのではないか、との意見がありました。

【西東京市の状況など】

これまでのところ、障害者総合支援法上のサービスの利用としての実績はほとんどありません。これは、地域相談支援を提供する一般相談支援事業所がサービス提供を行う代わりに、保谷障害者福祉センター等の地域活動支援センターが、実質的に同様の支援を提供しているためです。

地域相談支援の利用対象者は相当数にのぼると見られており、今後、一般相談支援事業所による障害者総合支援法上のサービスとしての支援へと移行していけば、利用実績は増加する可能性があります。

③ 見込量確保のための方策

地域相談支援は、入所・入院からの地域生活への移行を支援するものですが、入所希望者数は増加する一方で、地域生活へ移行する方の数は年々減少している傾向を考えると、地域での生活の受け皿となるグループホーム等の体制整備が進まなければ、地域生活への移行の推進は困難であると考えられます。

そこで、地域生活への移行支援と並行して、グループホーム等の基盤の整備を検討します。

（４）障害児相談支援

① 実績・見込量

障害児相談支援には、障害児支援利用計画案を作成する「障害児支援利用援助」と、障害児支援利用計画の検証等を行う「継続障害児支援利用援助」（モニタリング）があります。障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助を合わせ、障害児相談支援の平成 25 年度の利用者数は 0 人でした。平成 29 年度の障害児相談支援の利用者数を 56 人と見込みます。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用者数】

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
障害児相談支援	0 人	47 人	51 人	56 人

② 見込量算出の背景

【制度の改正など】

平成 27 年度から、障害児通所サービスの支給決定の際には、市に対する「障害児支援利用計画案」の提出が義務付けられることとなります。

【アンケート調査結果から】

障害児に対するアンケートでは、5割が「障害児支援利用計画」のことを知らない、と回答しています。

【西東京市の状況など】

現在、西東京市内には障害者の相談支援事業所と合わせて障害児相談支援事業所の指定を受けている事業所が数か所ありますが、障害者の計画相談支援に注力していること等から、障害児支援利用計画案の作成には至っていません。

③ 見込量確保のための方策

西東京市内や近隣を含めて、障害児相談支援事業所は少ないのが現状です。事業所の数が限られている中で障害児利用計画案の作成につながるよう、市内外の障害児相談支援事業所との連絡・調整を行います。

なお、児童福祉法では、身近な地域に相談支援事業所がない場合等に、相談支援事業所以外の者（障害児の家族や身近な支援者）が作成する障害児支援利用計画案（セルフプラン）の作成が認められています。障害児相談支援事業所の整備が進むまでの間は、こうしたセルフプラン作成についても積極的に周知・案内を行い、並行して事業所の整備を進めていきます。

第5章 地域生活支援事業の見込み量と取り組みの方向

1 地域生活支援事業について

障害福祉サービス等は個人へのサービスですが、地域生活支援事業には、啓発や奉仕員の養成など幅広い事業が含まれます。

事業の種類	事業の内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。ただし、障害福祉サービスの支給決定を受け、移動の支援を受けることができる人は除きます。また、介護保険制度の対象者は、介護保険制度による移動の支援を利用した上で、なお移動の支援を要する場合に対象となります。
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。現在は、保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニーの2か所に設置しています。
相談支援事業	1) 障害者相談支援事業 ・一般的な相談支援 2) 基幹相談支援センター等機能強化事業 ・基幹相談支援センター等への専門的職員の配置 ・地域の相談支援事業者への指導、助言 など 3) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) ・入居希望者への手続き・調整の支援 ・家主等への相談、助言 など
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者(パソコンの文字入力を用いた文字通訳を含む)を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する事業です。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
理解促進研修・啓発事業	研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。障害者等の理解を深めるための教室等の開催や、事業所訪問、イベント開催、広報活動などが考えられます。
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。ピアサポート、災害対策活動支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援などの支援が考えられています。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者のうち、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合に、その費用を支給する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的として、研修や検討会を実施したり、法人後見の活動を支援したりします。

その他の事業 (市独自事業)	1) 在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業 家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対し、巡回入浴サービスを実施します。 2) 日中一時支援事業 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。 3) 生活サポート事業 介護給付支給決定者以外の人であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援(生活支援・家事援助)を行います。 4) 社会参加促進事業 ※障害者スポーツ支援事業 市内在住の障害者及び市内の障害福祉サービス事業所等に通所する市外在住の障害者に対して、スポーツ・レクリエーション活動を実施します。 ※心身障害者自動車運転教習費補助事業 一定の条件を満たす心身障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。 ※身体障害者用自動車改造費助成事業 重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造等に要する経費の一部を助成します。
---------------------------	--

2 地域支援事業の見込み量など

(1) 移動支援事業

① 実績・見込量

移動支援事業の平成 25 年度の利用者数は 280 人でした。平成 29 年度の移動支援事業の利用者数を 351 人と見込みます。

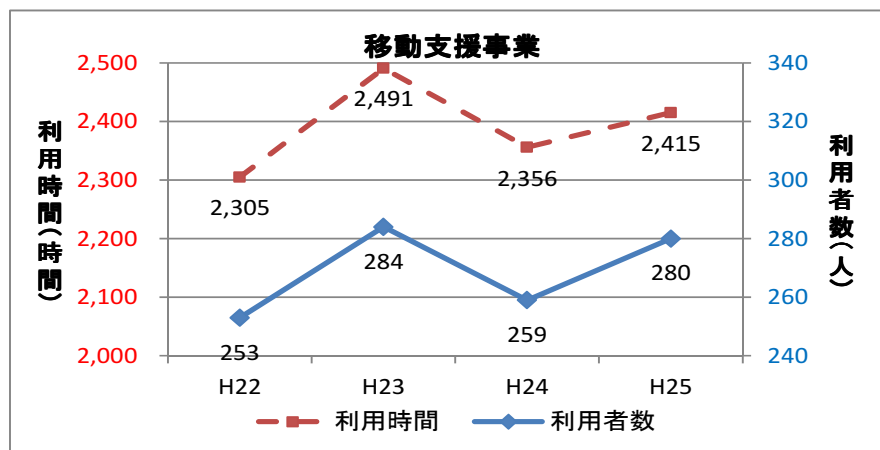
【事業見込量／1 か月あたりの利用者数、利用時間】

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
利用者数	280 人	316 人	334 人	351 人
利用時間	2,415 時間	2,752 時間	2,893 時間	3,034 時間

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

移動支援事業の利用者数、利用時間は平成 23 年度から平成 24 年度にかけて減少しています。これは、平成 23 年 10 月に施行された法改正により、視覚障害者に対するサポートが平成 23 年 10 月時点で障害福祉サービス（同行援護）に移行したためだと推測され、全体としては増加傾向にあると考えられます。



【制度の改正など】

平成 26 年 4 月からは通学にも移動支援の利用が認められるようになりました。また、平成 26 年 7 月からは、放課後等デイサービスへの通所に対しても利用が認められることとなりました。

【ヒアリング調査結果から】

多くの事業者から移動に関するサポートの強化を望む声が挙がっています。利用者のニーズはかなり高いと考えられ、今後、移動支援に関しては、年齢や障害の種別に関わらず、多様なニーズが考えられます。

（２）地域活動支援センター

① 実績・見込量

地域活動支援センターの平成 25 年度の利用者数は 235 人でした。平成 29 年度の地域活動支援センターの利用者数を 295 人と見込みます。

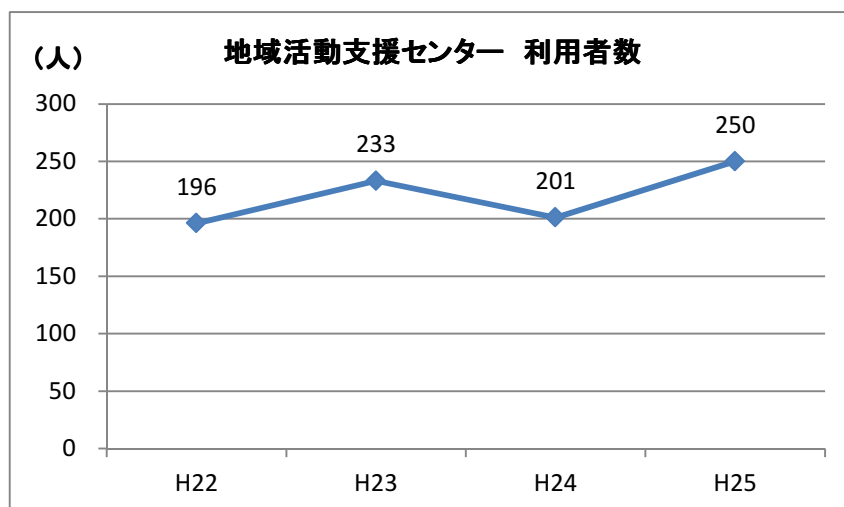
【事業見込量／実施箇所数、１か月あたり利用者数】

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
実施見込箇所数	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
利 用 実 人 数	235 人	265 人	280 人	295 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

身体障害者や高次脳機能障害者に対して、リハビリテーション等のサービスを提供している保谷障害者福祉センターの利用者数は年々増加していることから、今後も利用者数の増加傾向は続くものと考えられます。また、今後、知的障害者の地域活動支援センターが設置されることを想定し、その利用者数を加味しています。



なお、西東京市では、地域活動支援センター機能強化事業として、保谷障害者福祉センターにおける機能訓練実施のための専門職員の配置を実施しています。

(3) 相談支援事業

現在西東京市では、「保谷障害者福祉センター」「支援センター・ハーモニー」「相談支援センター・えぼっく」の3か所で相談支援事業を実施しています。また、知的障害者の利用を中心とする地域活動支援センターの設置を検討しています。

【事業見込量／実施箇所数】

	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
障害者相談支援事業	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(4) 日常生活用具給付等事業

① 実績・見込量

平成 25 年度の実績および平成 29 年度までの見込みは表のとおりです。

【事業見込量／年間の給付等件数】

種目	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
介護・訓練支援用具	5 件	6 件	6 件	6 件
自立生活支援用具	25 件	26 件	26 件	26 件
在宅療養等支援用具	7 件	8 件	8 件	8 件
情報・意思疎通支援用具	27 件	35 件	35 件	35 件
排泄管理支援用具	3,723 件	3,946 件	4,077 件	4,209 件
居住生活動作補助用具	5 件	4 件	4 件	4 件

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

排泄管理支援用具は平成 21 年度以降一貫して増加しており、今後も増加傾向が続くと想定しています。

その他の種目の実績は必ずしも傾向が明らかではありませんが、今後の障害者数の増加を考慮し、平成 21～25 年度実績の平均を下回らないように見込みました。

(5) 意思疎通支援事業

① 実績・見込量

平成 25 年度の実績および平成 29 年度までの見込みは表のとおりです。

【事業見込量／利用実人数、年間の延べ派遣件数】

		平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
手話通訳者 派遣事業	利用実人数	23 人	33 人	33 人	34 人
	派遣件数	159 件	231 件	231 件	238 件
要約筆記者 派遣事業	利用実人数	6 人	6 人	7 人	7 人
	派遣件数	179 件	180 件	210 件	210 件

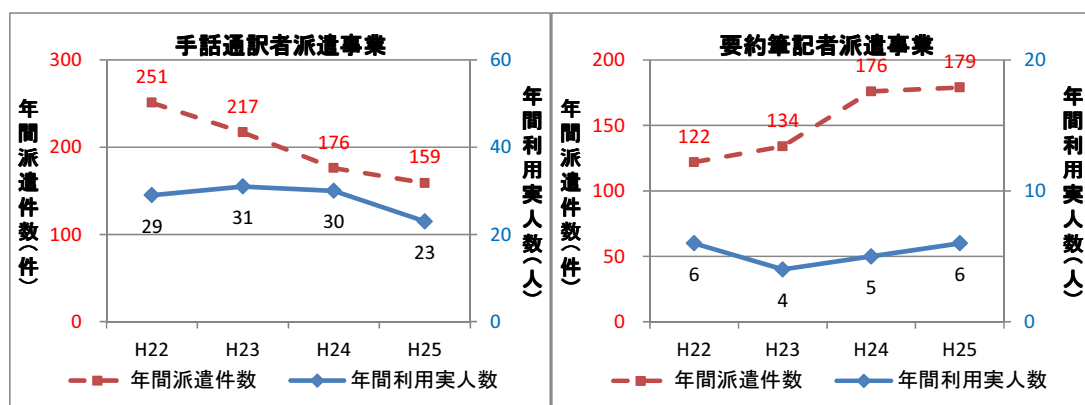
また、平成 26 年度より、毎月第 2 水曜日に保谷庁舎障害福祉課窓口到手話通訳者を設置しています。

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

手話通訳者派遣事業は平成 25 年度に利用者が若干減少していますが、要約筆記者派遣事業の利用実人数は横ばいとなっています。また、年間派遣件数は、手話通訳者派遣事業の減少傾向にあるのに対し、要約筆記者派遣事業は増加傾向にあります。

今後の聴覚障害者数の増加を考慮し、利用者数及び派遣件数を見込みました。



(6) 手話奉仕員養成研修事業

西東京市の登録手話通訳者を目指す方を対象に、全国手話通訳者統一試験に対応した手話通訳者養成講座を実施しています。

（７）理解促進研修・啓発事業

「西東京市障害者基本計画」の中では、重点推進項目の１つとして「障害や障害のある人への理解を推進します」を掲げています。

具体的な施策として、障害福祉に関する講演会の開催や、西東京市市民まつりや障害者週間行事等のイベントでの普及啓発活動、障害者総合支援センター・フレンドリーでの地域交流イベントの開催等を実施しています。

また、市民による障害のある方への「ちょっとした手助け」を促す「ヘルプカードとサポートバンダナ」等、市民の障害や障害者に対する理解を深める取組みを行っています。

（８）自発的活動支援事業

西東京市では、障害福祉に関する団体の育成及び福祉の向上のため、福祉団体に対する運営費補助を行っています。

また、西東京市内の自主団体が実施している「ペア・ピアカウンセリング」（障害のある子どもを持つ保護者が同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取組み）等、障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行っています。

（９）成年後見制度利用支援事業

西東京市では、従来から「権利擁護センターあんしん西東京」において、障害者や高齢者等に対する成年後見の申立支援等を行ってきたところです。今後も引き続き、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援していきます。

(10) その他の事業

① 実績・見込量

平成 25 年度の実績および平成 29 年度までの見込みは表のとおりです。

【事業見込量／利用者数】

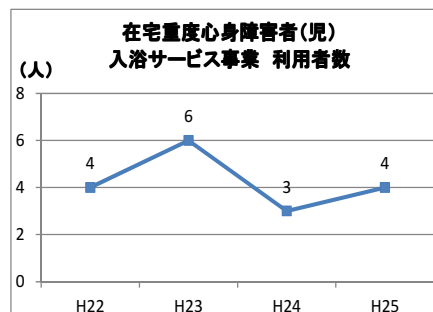
	平成 25 年度 (実績)	平成 27 年度 (見込)	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)
在宅重度心身障害者（児） 入浴サービス事業	4 人	5 人	5 人	5 人
日中一時支援事業	105 人	103 人	104 人	105 人
生活サポート事業	19 人	19 人	20 人	21 人
障害者スポーツ支援事業	258 人	287 人	287 人	287 人
心身障害者自動車 運転教習費補助事業	1 人	2 人	2 人	2 人
身体障害者用 自動車改造費助成事業	7 人	5 人	5 人	5 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

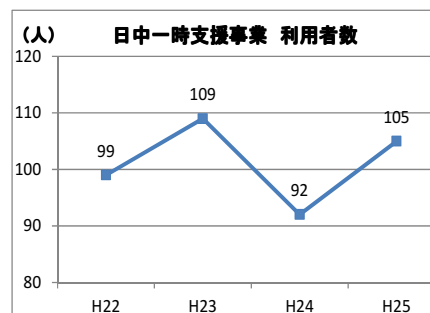
1) 在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業

自宅の浴室での入浴や、保谷障害者福祉センター等で提供する入浴サービスの利用が困難な方が利用するサービスですが、利用希望者はあまり多くないのが現状です。平成 25 年度には利用者が 1 名増加していますが、今後も増加傾向が続くかは不透明であるため、平成 25 年度実績から大きく変動はしないと想定して、利用者数を見込みます。



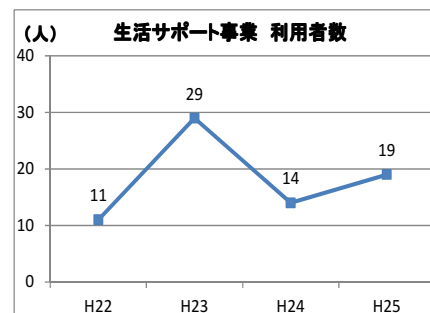
2) 日中一時支援事業

平成 24 年度までは短期入所サービスと併せて支給決定を行っていましたが、平成 25 年度からはそれぞれ別々に支給決定を行うこととなりました。平成 25 年度は実績が増加に転じておりますが、今後も増加傾向が続くかは不透明であるため、平成 25 年度実績から大きく変動はしないと想定して、利用者数を見込みます。



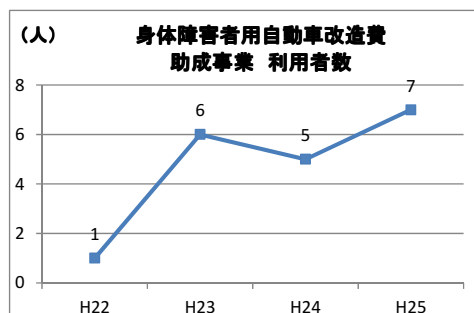
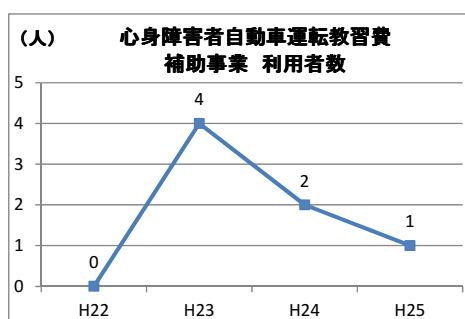
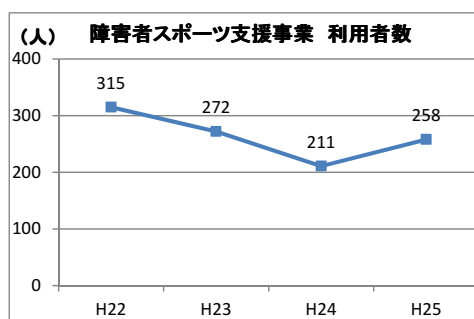
3) 生活サポート事業

移動支援事業と併せて支給決定を行っていません。臨時的にサービスが必要になったケースで決定することが多く、継続的な利用が少ないのが特徴です。平成 25 年度は実績が増加に転じていますが、今後も増加傾向が続くかは不透明であるため、平成 25 年度実績から大きく変動はしないと想定して、利用者数を見込みます。



4) 社会参加促進事業（障害者スポーツ支援事業、心身障害者自動車運転教習費補助事業、身体障害者用自動車改造費助成事業）

平成 21～25 年度の実績の平均を下回らないように見込みました。



第6章 障害福祉計画の着実な推進に向けて

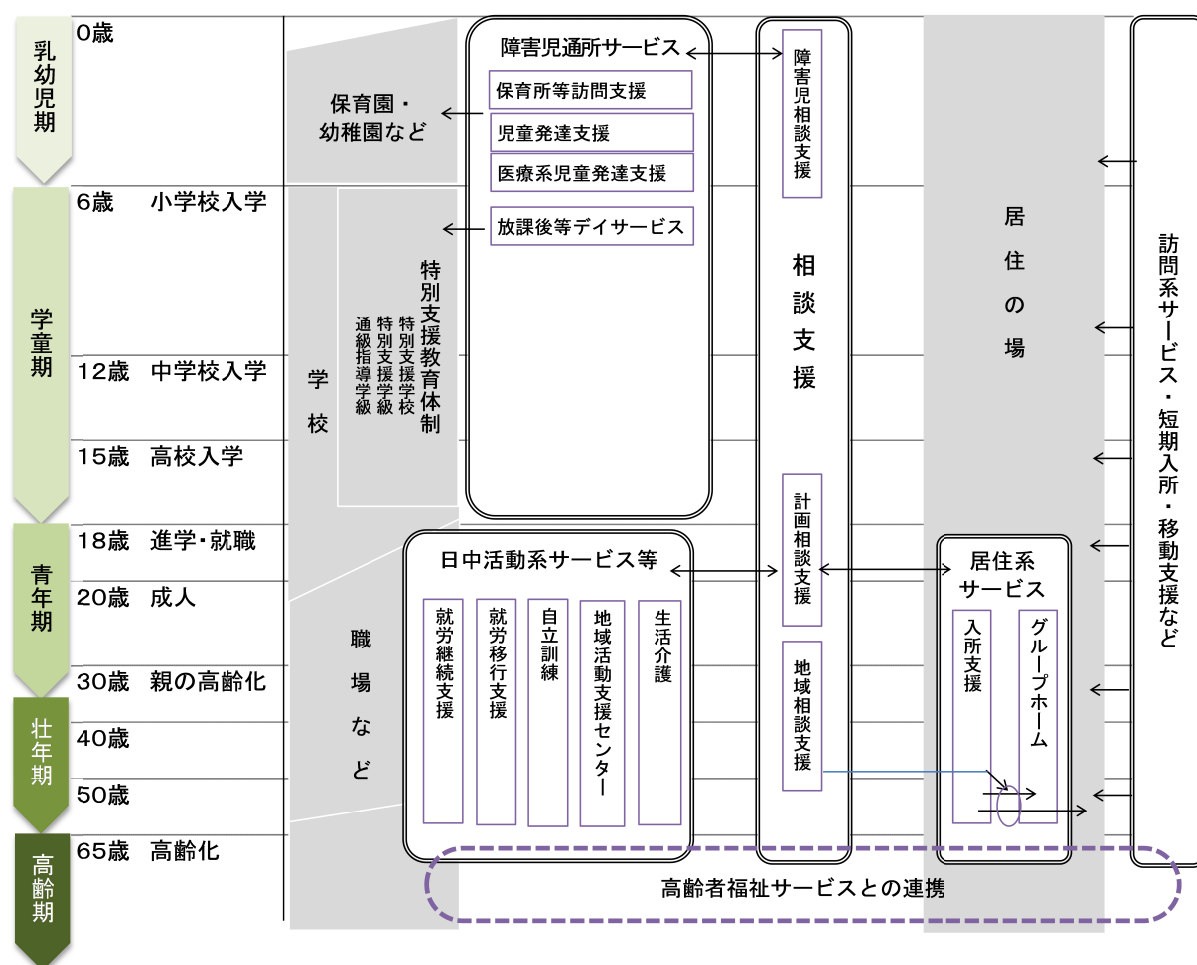
1 障害福祉サービスの提供体制の整備

(1) サービスの適切な利用の支援

アンケート調査では、サービス等利用計画の作成にあたり大切なこととして「適切なサービスの組み合わせを提案してくれること」と回答した割合が高い結果となる等、「どのようなサービスをどう利用していくか」、というサービスの適切な利用管理の必要性が高まっています。

平成24年4月に施行された法改正により、計画相談支援や障害児相談支援（P48～51 参照）が制度化され、ケアマネジメントの視点が本格的に導入されました。

西東京市では、計画相談支援や障害児相談支援を提供する事業所の確保や、そこで支援にあたる相談支援専門員の質の向上等に努めることで、計画相談支援・障害児相談支援の利用を促し、個々の利用者に合ったサービス利用とその適切な利用管理を進めます。



（２）民間の活力の導入

民間のサービス事業者に対して情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、民間の活力を導入することで、基盤整備を含めたサービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。

また、指定管理者制度の導入などにより、民間の知恵や知識を活かした、より柔軟なサービスの提供を目指します。

（３）既存の社会資源の有効活用方法の検討

現在のところ、西東京市には社会資源が十分にあるとはいえませんが、定員増加や定員の弾力化を図りつつ、既存の社会資源の有効活用についても引き続き検討を進めます。

また、既存の社会資源の利用にあたって、地域偏在を課題とする声も寄せられていますので、合わせて移動に関する支援の方法を検討してまいります。

（４）財源の確保

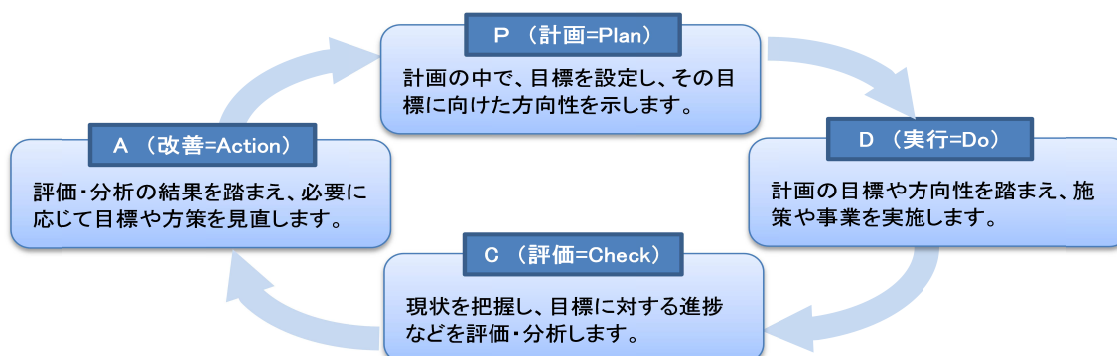
障害福祉計画に掲げる数値目標を達成するとともに、今後見込まれる障害福祉サービスのニーズに対応できるよう、計画実現のための予算計画を早期に検討し、国や東京都の補助金等の活用を含め、必要な財源の確保に努めます。

２ PDCA サイクルによる進捗管理

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、P-D-C-A サイクル※に基づいて、本計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の政策への反映状況を市民に公開します。

※P-D-C-A サイクルとは、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という 4 つのプロセスを繰り返して行なうことで、継続的に改善していく手法です。



3 障害福祉サービスの質や利用しやすさの確保

(1) 事業者の連携による支援ネットワーク

西東京市では、平成 26 年 7 月に障害関係事業所連絡会を発足させて、サービス事業者が相互に連携する基盤の整備を進めています。今後は会議の定例化を図り、密接な連携による障害福祉サービス等の質の向上を目指します。

(2) 第三者評価の促進

利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業者に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。そこで、サービス事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知や東京都の補助制度の活用による受審経費の助成等、第三者評価の制度が積極的に活用されるよう支援します。

4 市民の理解と協働の推進

障害者基本法に定められている「障害者週間（毎年 12 月 3 日から 9 日までの一週間）」に関連したイベントや、各種の講演会などを開催し、障害の有無に関わらず市民が参加できるような交流の場を積極的に提供します。

また、市民による障害のある方への「ちょっとした手助け」を促す「ヘルプカード」と「サポートバンダナ」、「サポートキーホルダー」や、東京都の取組みである「ヘルプマーク」の普及等、市民の障害や障害者に対する理解を深める取組みを行っています。

これらの取組みを通して、市民の障害や障害者に対する理解を深めながら、市民が障害者福祉の施策に関する議論等に積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。

その他、市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を継続して進めます。

